

# 三重県における特別支援教育の推進について

平成 1 8 年 1 0 月

三 重 県 教 育 委 員 会

## 目 次

はじめに	-----	1
I 特別支援教育への移行	-----	3
II 本県の特別支援教育移行期における現状と課題	-----	8
III 施策の基本的な考え方	-----	9
1 基本方針	-----	9
2 特別支援教育を推進する上での役割	-----	9
IV 具体的施策	-----	12
1 乳幼児期からの一貫した総合的な支援体制の整備	-----	12
2 小・中学校におけるLD等を含む障がいのある児童生徒への対応と 特別支援教育体制の整備	-----	17
3 特別支援学校の整備計画と適正配置	-----	26
4 後期中等教育における特別支援教育体制の整備	-----	35
5 自立支援と社会参加	-----	40
6 専門性の確保と教職員の資質向上	-----	42
7 特別支援教育の理解促進と普及啓発	-----	45
<用語解説>	-----	47
詳細目次	-----	50
参考資料	-----	53

## はじめに

障がいのある子どもの教育については、近年のノーマライゼーション\*1の進展や障がいの重度・重複化及び多様化の中で、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりがみられます。

こうした状況も踏まえ、国の調査研究協力者会議が平成15年3月にとりまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、障がいの種類や程度に応じて特別な場で指導を行うこれまでの「特殊教育」から、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制を整備することが提言されました。

さらに、これを受け、平成17年12月に、中央教育審議会の特別支援教育特別委員会において「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」がとりまとめられました。

本年6月に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」は、この答申を踏まえ、現在の盲・聾・養護学校の区分をなくして特別支援学校とし、教員免許状も一本化するとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において特別支援教育を推進するための規定を法律上に位置付けるものであり、この新たな制度は平成19年4月1日から施行されることとなっています。

三重県教育委員会では、このような国の動向を踏まえつつ、本県における今後の特別支援教育の方向性を検討するため、平成16年11月から、学識経験者や医師、教育関係者、保護者代表等からなる検討委員会を設置し、13回の審議を経て、本年3月に「三重県における今後の特別支援教育のあり方（報告）」を受けました。

この報告を受け、平成19年度から特別支援教育を推進する新たな制度を円滑に進めていくため、このたび「三重県における特別支援教育の推進について」としてとりまとめました。

平成18年10月

三重県教育委員会

(経緯)

平成15年	3月28日	文部科学省特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について」報告
平成16年	2月24日	中央教育審議会「特別支援教育特別委員会」設置
平成16年	11月1日	三重県教育委員会「三重県における今後の特別支援教育のあり方検討委員会」設置
平成17年	12月8日	中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」答申
平成18年	3月27日	三重県教育委員会「三重県における今後の特別支援教育のあり方」報告
平成18年	6月21日	「学校教育法等の一部を改正する法律」公布

---

\*1 ノーマライゼーション

障がいのある者も障がいのない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会の実現をめざすという理念。

## I 特別支援教育への移行

近年、全国的に養護学校や障がい児学級<sup>\*2</sup>に在籍する幼児児童生徒が増加する傾向にあり、盲・聾・養護学校<sup>\*3</sup>においては、障がいの重度・重複化に伴い、医療、福祉等の機関と連携した対応が求められています。

また、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等（以下、「LD等」という。なお、高機能自閉症等の「等」は、アスペルガー症候群をさす。以下、同じ）により、学習面や生活面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%の割合<sup>\*4</sup>で在籍している可能性が国の調査結果に示されており、こうした児童生徒への適切な指導及び必要な支援が、学校教育における重要な課題となっています。

これらのことを踏まえ、国は次のような考え方及び方向性を示しています。

### 《特別支援教育の理念》

これまでの「特殊教育」<sup>\*2</sup>では、障がいの種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や障がい児学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かな教育を行うことに重点が置かれてきました。

特別支援教育とは、小・中学校において通常の学級に在籍するLD等の児童生徒を含む障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習や生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

### 《特別支援学校への移行》

本年6月に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」で示されたように、平成19年4月1日から、特別支援学校制度の創設により、これまで障がいの種別ごとに設置されてきた盲・聾・養護学校は、複数の障がい種別に対応できる学校に移行し、名称を「特別支援学校」に一本化することになります。

また、特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校からの要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対して、必要な助言又は援助を行う、地域のセンター的役割<sup>\*5</sup>を担うことになります。

### 《小・中学校における特別支援教育》

小・中学校においては、これまでの障がい児教育<sup>\*2</sup>の対象であった児童生徒に

加え、通常の学級に在籍するLD等の児童生徒も対象として、適切な指導及び必要な支援を行うこととなります。また、先の「学校教育法等の一部を改正する法律」により、平成19年4月1日から、これまでの障がい児学級は「特別支援学級」に名称を変更することとなります。

今後、すべての学校において、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーター\*6を中心とした校内支援体制の下で、指導体制を工夫しながら、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導及び支援を進める必要があります。

#### 《通級による指導\*7の充実》

平成18年4月1日に施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」により、これまで通級による指導の対象者であった、言語障がい者、情緒障がい者、弱視者、難聴者等の他に、新たにLD、ADHDの児童生徒が加わることになりました。この省令により、これまでの通級による指導の対象者の分類が見直され、指導時間数の標準の設定が改正されました。

#### 《免許法の一部改正》

特別支援教育推進のための法改正に伴い、教育職員免許法の一部が改正され、これまでの盲学校、聾学校及び養護学校ごとの教員の免許状を、特別支援学校の教員の免許状として一本化することになりました。今後の特別支援教育を推進していく上では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導にあたるすべての教員に対して、より広い視野からの高い専門性が求められることとなります。

#### ● LD（学習障がい：Learning Disabilitiesの略）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。

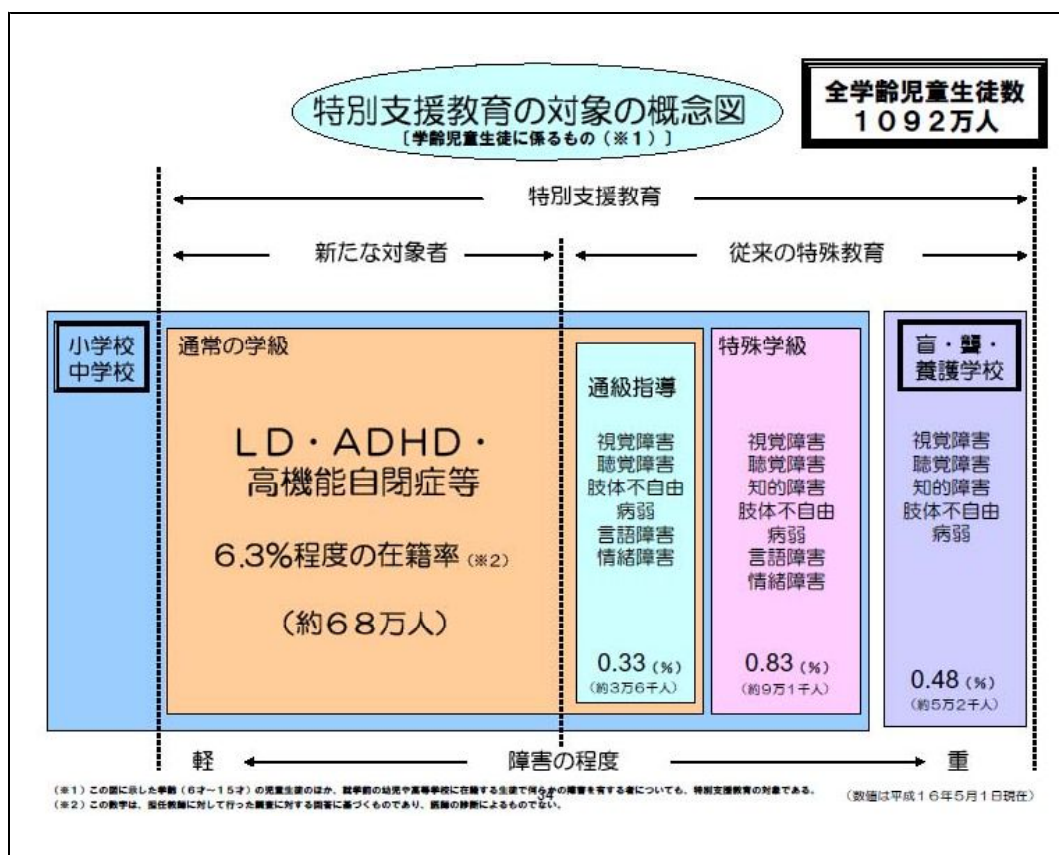
学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

● ADHD（注意欠陥／多動性障がい  
： Attention-Deficit/Hyperactivity Disorderの略）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

● 高機能自閉症

3歳までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。



（文部科学省の資料より）

## 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

### <現状>

障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定（全就学児童生徒のうち0.50%が在籍）

学校制度	盲学校 (0.01%)	聾学校 (0.03%)	養護学校 (0.46%) 知的障害、肢体不自由、病弱
免許制度	盲学校教諭免許状	聾学校教諭免許状	養護学校教諭免許状

対象児童生徒の増加

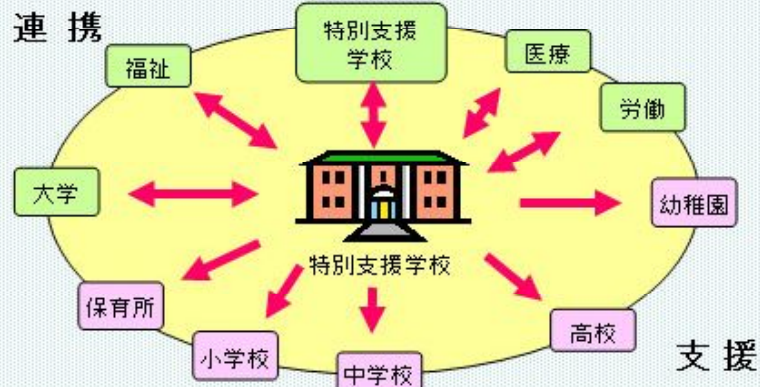
障害の重度・重複化

基本的な考え方の転換

### <今後の基本的な考え方>

- ・障害種別を超えた特別支援学校（仮称）を創設し、併せて免許制度の総合化を図る。
- ・特別支援学校（仮称）は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

学校制度	特別支援学校
免許制度	特別支援学校教諭免許状



（文部科学省の資料より）



---

\*2 障がい児教育、障がい児学級

学校教育法において「特殊教育」「特殊学級」と規定されているが、本県においては、それぞれ「障がい児教育」「障がい児学級」と呼んでいる。また、計画の中では、法令や国が行う事業名等を除いて、「障害」という言葉については「障がい」と表記し、「特殊教育」を「障がい児教育」、「特殊学級」を「障がい児学級」と表記する。

\*3 盲・聾・養護学校

盲学校、聾学校、養護学校をさすが、計画の中では、「盲・聾・養護学校」と表し、それぞれ県立の、盲学校、聾学校、養護学校をさす。

\*4 約6%の割合

平成14年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」によると、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した児童生徒の割合が6.3%であることが報告された。

\*5 センターの役割

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』（中央教育審議会）において、特別支援学校に期待されるセンター的役割として、以下の6点を機能として例示している。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設整備等の提供機能

\*6 特別支援教育コーディネーター

それぞれの学校において教員の中から指名され、校務分掌の中に位置づけられている。学校内では、教職員の連絡調整役や校内委員会の推進役としての役割を担い、対外的には、医療、福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等を行う。

\*7 通級による指導

各教科等の授業は主として通常の学級で受けつつ、障がいの改善・克服に必要な特別の指導を通級指導教室で受けるという、軽度の障がいのある児童生徒のための教育の形態である。

平成5年度に制度化され、対象は、言語障がい者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、その他軽度の肢体不自由者・病弱者又は身体虚弱者のうち特別の教育課程による教育が適当な者とされていたが、「学校教育法施行規則の一部改正」の通知（平成18年3月）により、平成18年度からは、LD、ADHDの児童生徒についても対象となった。

## Ⅱ 本県の特別支援教育移行期における現状と課題

本県においては、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育への円滑な移行を図るため、平成15年度から国のモデル事業（「特別支援教育体制推進事業」）を受け、校内委員会や専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの養成、巡回相談の実施等に取り組んでいます。本事業を通して、「個別の教育支援計画」\*<sup>8</sup>の策定や、盲・聾・養護学校のセンター的機能のあり方など、特別支援教育を推進するための体制整備について、実践研究を重ねています。

また、障がいのある乳児、幼児児童生徒及び保護者の障がいに対する不安の軽減と障がいの状態の改善を図るため、平成16年度から「障がい児就学前支援事業」に取り組んでいます。本事業では、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して地域連携協議会\*<sup>9</sup>を設置し、早期からの一貫した相談支援体制の整備を進めています。

しかし、こうした取組を進める中でも、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、「個別の教育支援計画」の策定等は、まだ十分であるとはいえません。また、地理的な条件や人口分布の違い、市町村合併後のそれぞれの地域の特性等ともかかわって、特別支援教育の推進に向けた体制整備には、地域による違いがみられます。

さらに、発達障害者支援法の施行（平成17年4月）や、障害者自立支援法の施行（平成18年4月）など、障がいのある乳児、幼児児童生徒にかかわる福祉関係法令も整備されてきています。今後、障がいのある乳児、幼児児童生徒に対して、就学前の早期から学校卒業後の就労に至るまでの一貫した支援を行っていくためには、新しい福祉制度や体系も踏まえながら、福祉と連携協働した体制整備を進めていくことが必要です。

---

### \*8 個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方をベースに、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としている。

「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」をより具体化したもので、学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細かな指導を行うための教育課程や指導計画である。また、学校卒業後の円滑な就労支援を目的としたものを「個別移行支援計画」という。

### \*9 地域連携協議会

障がい児就学前支援事業のモデル地域において設置する、医療、保健、福祉、教育等の関係者からなるネットワーク組織（「めばえネットワーク」）で、障がいの早期発見、早期療育、就学指導等にかかわる早期からの一貫した支援のあり方を検討する。

### Ⅲ 施策の基本的な考え方

#### 1 基本方針

国が示す特別支援教育の理念や、従来の障がい児教育が果たしてきた役割や実績を踏まえ、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習や生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

#### 2 特別支援教育を推進する上での役割

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校においては、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関や保護者と連携し、特別支援教育を推進するために、次のような役割を果たすことが重要です。

##### (1) 幼稚園、小学校、中学校

- ・ 学校・園の連携による「個別の教育支援計画」の策定
- ・ 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習指導
- ・ LD等の障がいの理解と適切な指導の充実
- ・ 通級による指導の充実
- ・ 事例検討による研修の充実
- ・ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ・ 校内委員会の設置
- ・ 校内全体で支援する体制の整備 等

##### (2) 高等学校

- ・ 中学校との連携による「個別の教育支援計画」の策定
- ・ 障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習指導
- ・ LD等の障がいの理解と適切な指導の充実
- ・ 事例検討による研修の充実
- ・ 特別支援教育コーディネーターの養成
- ・ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ・ 校内委員会の設置
- ・ 校内全体で支援する体制の整備 等

### (3) 特別支援学校

- ・ 関係機関との連携による「個別の教育支援計画」「個別移行支援計画」\*<sup>8</sup>の策定
- ・ 一人ひとりの幼児児童生徒に応じた学習指導
- ・ LD等の障がいの理解と適切な指導の充実
- ・ 複数の障がい種別に対応できる教育課程の編成
- ・ 事例検討による研修の充実
- ・ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ・ 地域におけるセンター的役割を果たすための校内体制整備
- ・ 地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校への指導・助言 等

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、「個別の教育支援計画」や「個別移行支援計画」を策定するにあたっては、関係機関との連携の下で、保護者の理解と協力を得ながら、計画的・継続的・組織的に取り組み、効果的な支援を行うことが大切です。なお、個人情報については、十分に留意しながら取り扱う必要があります。

### (4) 市町等教育委員会

地域連携協議会を設置し、LD等を含む障がいのある幼児児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校で適切な支援が受けられるようにします。

就学指導を含めた就学前の相談支援体制の整備、小・中学校における校内体制の整備や関係機関との連携ネットワークの構築等、LD等を含む障がいのある幼児児童生徒に対する教育環境の整備に取り組むとともに、すべての教員の専門性の向上を図るための研修の充実等にも取り組む必要があります。

また、地域の実情や計画の趣旨を踏まえた上で、県教育委員会並びに特別支援学校と連携しながら、特別支援教育を推進する体制の整備を進めていくことが重要です。

### (5) 県教育委員会

盲・聾・養護学校が抱える課題の解決、特別支援学校の専門性の向上やセンター的機能の充実、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の実施に向けた支援等について、障がいのある幼児児童生徒やその保護者のニーズ、社会の動向等を総合的に勘案しながら、計画的に推進します。

また、福祉等の関係機関と連携した広域連携協議会\*<sup>10</sup>を設置し、LD等を含む障がいのある幼児児童生徒が、特別支援学校及び高等学校で適切な教育が受けられるよう支援します。

さらに、特別支援教育コーディネーターが中心となって、学校や園全体で障

がいのある幼児児童生徒を支援できるよう、市町等教育委員会と協力して、校園内の支援体制の整備を支援します。

(6) 多様な主体の参画

計画の具体的な施策の推進にあたっては、「県民しあわせプラン」で提唱する「新しい時代の公」の考え方を踏まえ、保護者、ボランティア、NPO等、多様な主体の参画を求めながら、連携・協力して進めていきます。

また、地域の人たちと障がいのある人たちが一体となって、ボランティア活動やスポーツ等の企画・運営に参画するなど、相互の理解やふれあいを通して、豊かな生き方や可能性を広げることも重要です。

---

\*10 広域連携協議会

地域における総合的な教育的支援のために有効な、教育、福祉、医療等の関係機関の連携協力を確保するための仕組みで、県が部局横断型の組織を設け、各地域の連携協力体制を支援する。

## IV 具体的施策

### 1 乳幼児期からの一貫した総合的な支援体制の整備

#### 【現状と課題】

これまで、障がいのある子どもの相談支援の充実を図るため、医療、保健、福祉、教育の各分野で、それぞれに専門性を活かした相談に関する事業を展開しています。各市町等教育委員会は、就学指導委員会<sup>\*11</sup>を設置し、就学前の1年間で障がいのある幼児の就学にかかわる相談を行い、専門家の意見を聞いた上で、総合的な判断により、障がいのある幼児の就学先を決定しています。

障がいのある子どもの保護者は、子どもと向き合いながら、日々の子育ての中で障がいの理解を深めています。しかし、多くの保護者は、学校生活や将来の展望等、様々な不安を抱えながら就学の時期を迎えている現状にあります。

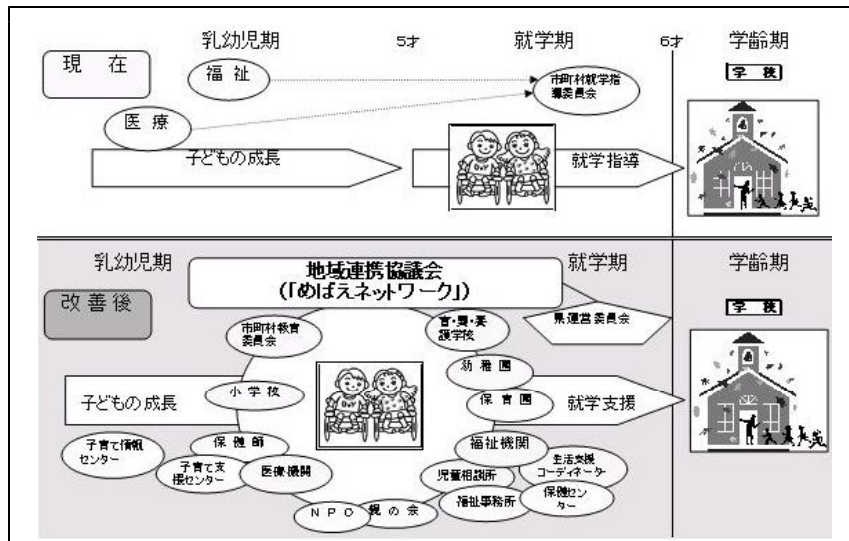
就学までの期間に、盲・聾・養護学校や障がい児学級の状況、学級編制や指導形態、教育課程、必要な手続き等、就学に関する情報が保護者に十分に提供されていないことや、障がいのある子どもの発達段階に応じた医療、保健、福祉、教育、労働等の連携、専門家による意見の反映が十分でないこと等が課題となっています。

また、相談件数は年々増加し、相談内容も多様化してきています。平成17年度の就学に関する相談では、全相談件数の約半数が就学前の幼児を対象とした相談であり、約半数が就学後の小・中学校等の児童生徒を対象とした相談となっています。これは、LD等の障がいにかかわる相談が増えていることも影響しています。とりわけLD等の障がいの場合、保護者や周囲の人たちの理解が重要であるため、早期からの適切な対応が求められています。

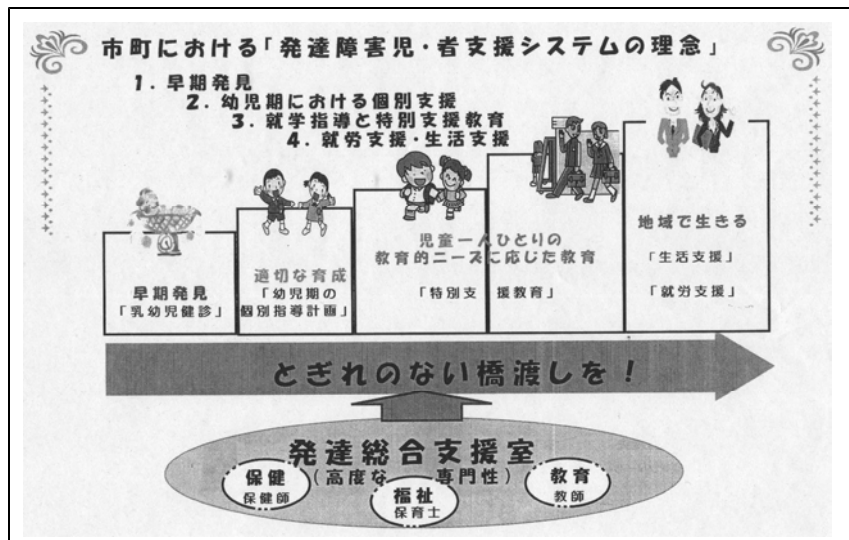
こうした現状を踏まえ、平成16年度から市町のモデル地域において、障がい児就学前支援事業により、医療、保健、福祉、教育が連携したネットワークを構築し、障がいのある子ども及び保護者への早期からの一貫した支援に取り組んでいます。モデル地域では、一人ひとりの子どもの実態に応じた具体的な支援を行うことの有効性や、早期からの相談支援を行うことにより、保護者の不安を軽減させることができるなどの効果が報告されています。平成18年度は、モデル地域を拡大し、6市3町で取り組んでいます。

今後、市町等教育委員会は、特別支援教育を推進していく上で、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、保護者との対話を通して障がいについての理解を深めるとともに、信頼関係を育み、子どもにとって最も適切な就学先の選定と教育環境の整備に努めることが重要です。県及び市町において

は、医療、保健、福祉、教育が連携した支援体制を整備し、障がいのある子ども及び保護者への早期からの一貫した支援の充実が求められます。



障がい児就学前支援事業



(あすなる学園の資料より)

\*11 就学指導委員会

学校教育法の一部改正（平成14年4月）により、就学基準及び就学手続きの見直し、就学指導委員会の位置付けの明確化が図られた。市町等教育委員会は、専門家の意見を踏まえた適切な就学指導を行う等、障がいのある児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、就学指導のあり方を見直すことになった。

## 【具体的施策】

### (1) 就学指導を含めた就学前の相談支援体制の整備を促進します。

障がいのある幼児児童生徒の就学については、医療、保健、福祉、教育等の関係者からなるネットワーク組織としての地域連携協議会を、各市町等教育委員会が設置する必要があります。

既に地域連携協議会を設置している市町については、就学指導委員会との関係の統合・拡大等について検討し、障がいのある幼児児童生徒の就学について、より機能的で効果的な支援が行える総合的な体制づくりを進めていく必要があります。

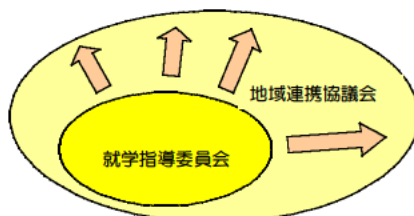
一方、地域連携協議会が未設置の市町等教育委員会については、就学指導委員会を組織母体として、新たに早期からの療育相談・教育相談も行える機能を備えた相談支援体制づくりを進めていく必要があります。

#### ○ 既に地域連携協議会を設置している市町



既存の組織の拡大・統合による組織づくり

#### ○ 地域連携協議会が未設置の市町



就学指導委員会を母体とし、新たな機能を加えた組織づくり

### (2) 地域の実情や特性に応じた相談支援体制の整備を支援します。

障がいのある子どもへの相談支援体制のあり方について、地域の実情や特性の異なる市町をモデル地域に指定し、それぞれの地域に応じた実践的な研究を通して、体制の整備を支援します。

### (3) 関係機関と連携した「個別の教育支援計画」の策定を支援します。

乳幼児健診等の結果を基に、障がいのある乳幼児に対する早期からの一貫した支援を行うため、医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連携を進め、情報連携ツールとして「個別の教育支援計画」の策定を支援します。

障がいのある乳幼児が在籍する保育所、幼稚園は、それまでの情報を基に、



保護者の理解と協力を得ながら、関係機関と協働して「個別の教育支援計画」を策定し、就学する学校に引き継ぐなど、移行に関する支援を確実にを行います。県教育委員会は、市町等教育委員会と協力して「個別の教育支援計画」の策定に関する研修会の開催等に取り組みます。

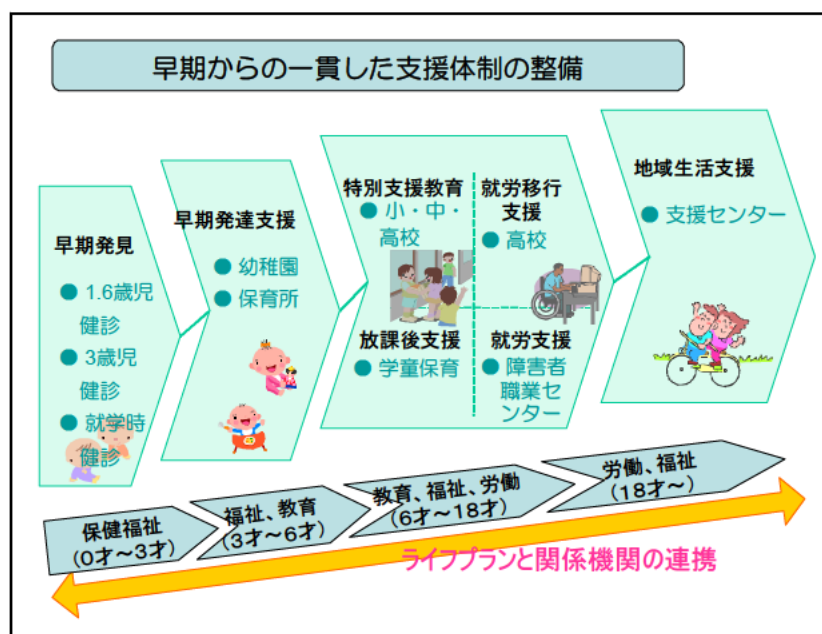
(4) 広域連携協議会の機能を充実させ、地域に根ざした研修を進めます。

県教育委員会が設置する広域連携協議会が中心となって、行政組織の横断的な連携を図り、各市町の情報交換や実践交流を行うための研修会等を開催します。こうした研修会等を通して、各市町がお互いに連携協働し、総合的な相談支援体制の整備を推進することや、市町を越えた広域的なネットワークへの拡大が期待されます。

(5) 厚生労働省が実施する「発達障害者支援体制整備事業」と連動した乳幼児期における支援体制の充実を図ります。

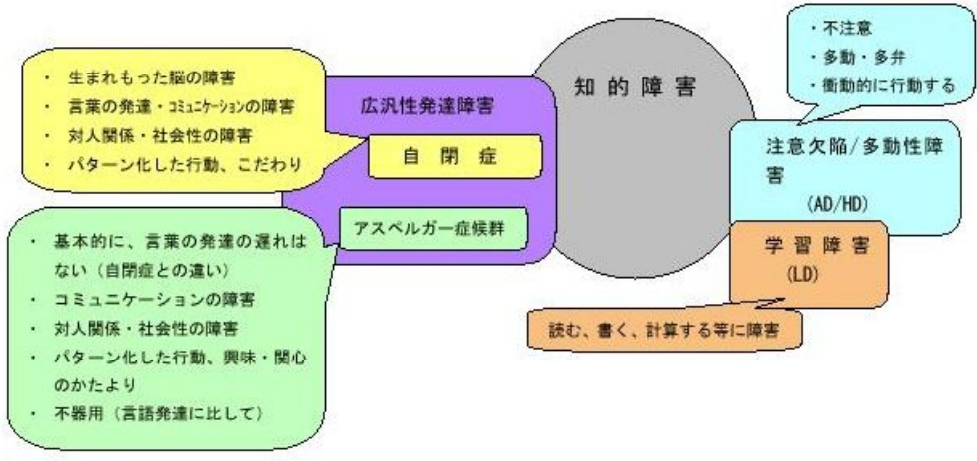
厚生労働省は、発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、平成17年度から3ヶ年計画で、「発達障害者支援体制整備事業」を実施しています。

健康福祉部と連携協働し、障がい児就学前支援事業の趣旨を踏まえ、「発達障害者支援体制整備事業」との併用も視野に入れ、乳幼児期における発達障がいの早期発見や相談等の支援の充実を図ります。また、各市町保健センターや地域の療育機関、保育所、発達障がい者支援センター等との情報の共有を図ることによって、連携を深め、支援体制の整備を支援します。



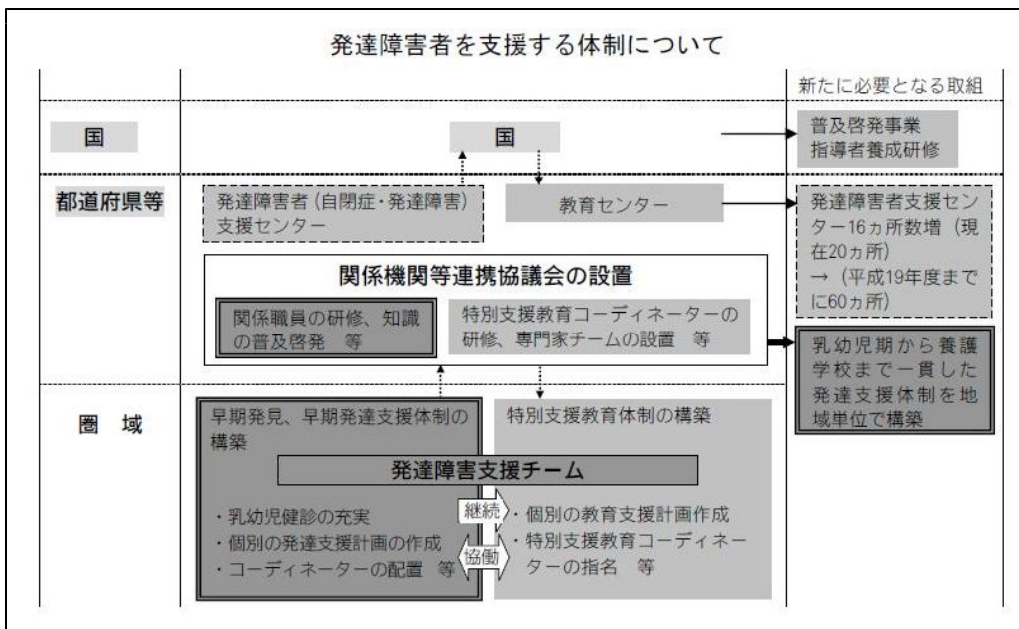
# 発達障害について

発達障害の定義：広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害  
これらの発達障害については、小中学校児童・生徒の6%



（文部科学省の資料より）

## 発達障害者を支援する体制について



## 発達障害者支援体制整備事業

（厚生労働省の資料より）

## 2 小・中学校におけるLD等を含む障がいのある児童生徒への対応と特別支援教育体制の整備

### 【現状と課題】

現在、小・中学校における障がいのある児童生徒については、障がい児学級における指導並びに通級による指導により、それぞれの児童生徒の実態に応じてきめ細かな指導を進めています。また、LD等の児童生徒については、少人数指導やチームティーチング等の工夫により、通常の学級での指導を中心に取り組んでいます。

本県においては、小学校417校中337校に535学級、中学校170校中127校に197学級の障がい児学級が設置されています（平成18年5月1日現在、分校を含む。障がい児学級設置率は、79.0%）。また、通級指導教室については、29市町中13市町に合わせて30教室が設置されており、言語障がい、難聴、弱視等の児童生徒を対象に指導を行っています。

本県の地理的な条件や人口分布の違い等により、障がい児学級設置率は、22%～100%と市町によって幅があり、在籍児童生徒数も一人の学級から複数学級の設置により10人を越える学校まで、それぞれの学校や地域により大きな差がみられます。

また、盲・聾・養護学校の設置状況（通学距離や通学時間の問題）や保護者の意向等により、障がいの程度が重度であっても地域の小・中学校で学ぶ児童生徒もあることから、障がい児学級に在籍する児童生徒の実態も多様化しています。障がい児学級の設置数の増加に伴って、障がい児学級を担任する教員の、経験の不足と専門性の向上も課題となっています。

一方、通常の学級に在籍するLD等の児童生徒については、特別支援教育の実施に向けた各市町等教育委員会や各小・中学校における研修等の取組により、教員や保護者の間で、それぞれの障がいの特性等の理解や実態の把握が進んできています。しかし、「個別の教育支援計画」の策定による具体的な指導や支援の方法等の理解や実践については、まだ十分であるとは言えません。校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターを中心とした全校的な特別支援教育体制の整備、「個別の指導計画」\*<sup>8</sup>や「個別の教育支援計画」に基づく一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導等、LD等の児童生徒を支援するための早急な対応が、各市町等教育委員会並びに各小・中学校に求められています。

三重県における障がい児学級の設置状況（平成18年5月1日現在）

	小学校	中学校	合 計
公立学校数（校）	417	170	587
障がい児学級設置校数（校） [%]	337 [80.8]	127 [74.7]	464 [79.0]

（休校を含まず、分校を含む）

三重県における障がい児学級数（平成18年5月1日現在）

	小学校	中学校	合 計
公立学校学級数（学級）	4,658	1,819	6,477
障がい児学級設置学級数（学級） [%]	535 [11.5]	197 [10.8]	732 [11.3]

三重県における障がい児学級在籍児童生徒数（平成18年5月1日現在）

	小学校	中学校	合 計
公立学校在籍児童生徒数（人）	108,132	51,657	159,789
障がい児学級在籍児童生徒数（人） [%]	1,360 [1.3]	454 [0.9]	1,814 [1.1]

三重県における通級指導教室数及び対象児童生徒数（平成18年5月1日現在）

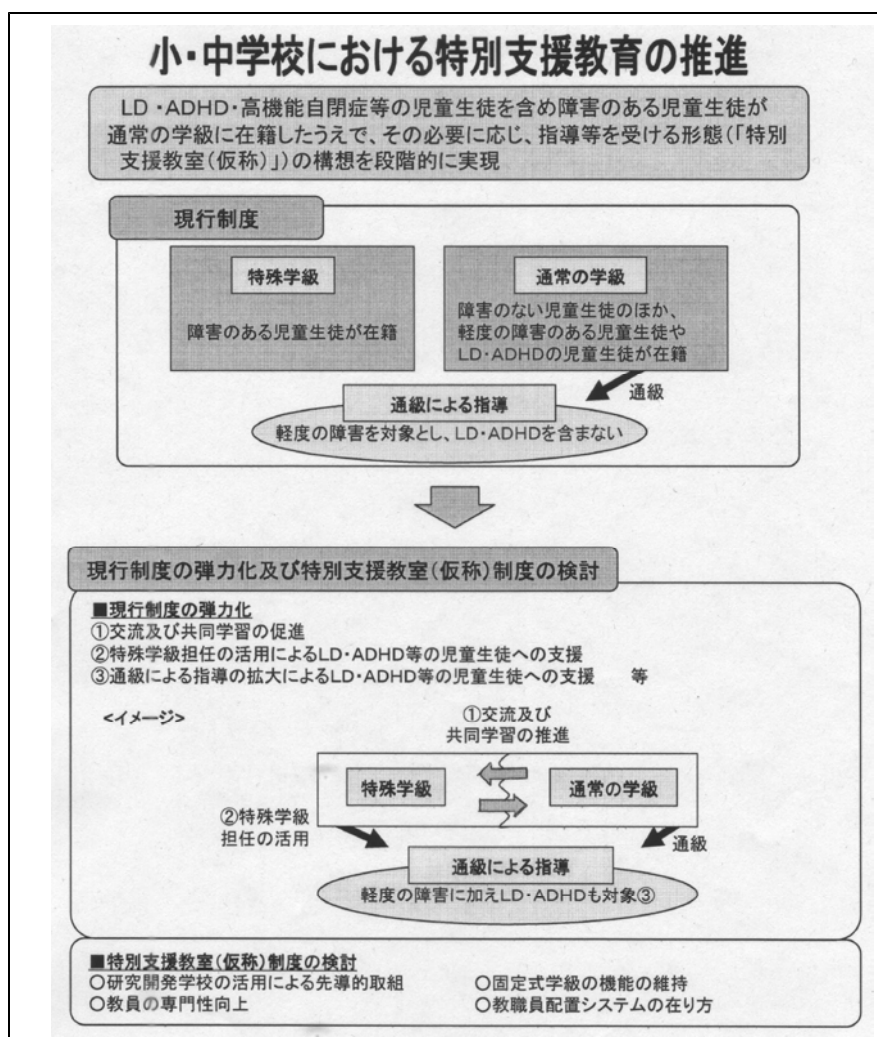
	小学校	中学校	合 計
通級指導教室数（学級）	26	4	30
通級指導教室対象児童生徒数（人）	308	9	317

## 【具体的施策】

### (1) 小・中学校における特別支援教育体制の構築を支援します。

改正された学校教育法（平成18年6月21日公布）において、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障害による学習又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする」（第75条第1項）と規定されました。この特別支援教育への移行に伴って、LD等を含む障がいのある児童生徒等に対して適切な教育を行うことが示されました。

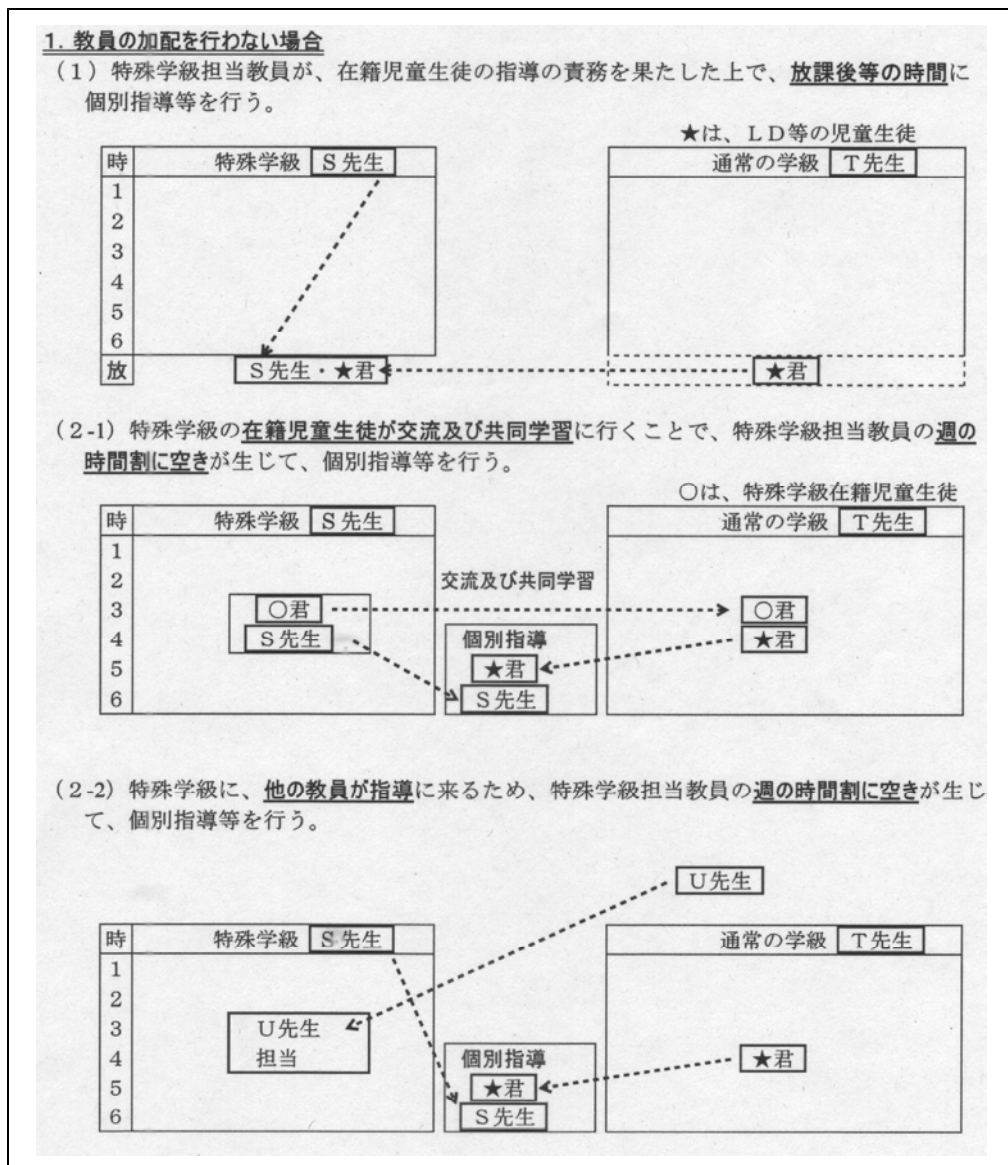
このことから、特別支援学級の弾力的運用や通級による指導の効果的な活用のあり方、学校全体の支援体制の構築等について、各学校や各市町等教育委員会における取組を紹介し、具体例を共有することにより支援します。



（文部科学省の資料より）

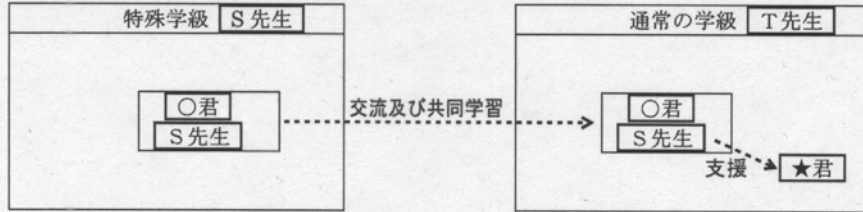
LD等の児童生徒の障がいの状況は様々であり、周囲の環境によって変化することも多くみられます。そのため、通常の学級における仲間づくりや学級集団づくりを通して、よりよい人間関係づくりに努めるとともに、必要に応じて通常の学級を離れた特別な場で、適切な指導が受けられるよう、学校全体で弾力的な体制を整備することが大切です。

現行制度の弾力化については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所がまとめた、「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」の中で示している以下のような例が参考になります。



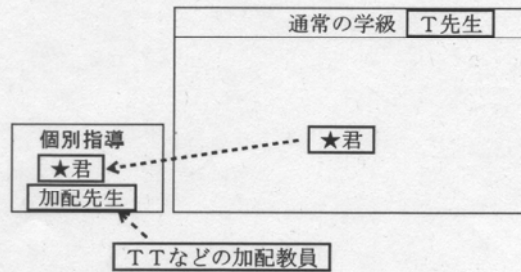


(3) 特殊学級の教員が、障害のある児童生徒に付き添って通常の学級に入り、特殊学級の児童生徒の指導等に加えて、LD等の児童生徒の支援をする。

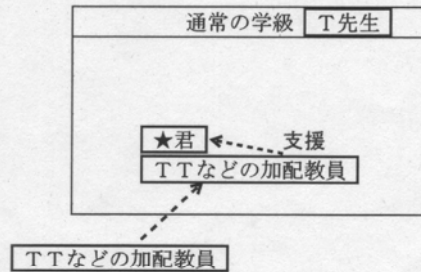


## 2. 加配教員が活用されている場合

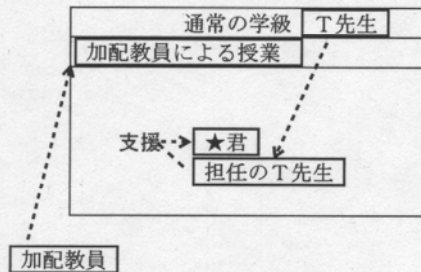
(1) 加配教員によるLD等の児童生徒への個別指導等を行う。



(2) 加配教員による通常の学級の支援（個別の配慮を行うTT的動き）を行う。



(3) 週に数時間しか児童生徒に接しない加配教員が指導するのではなく、児童生徒の状態を良く知る学級担任が児童生徒の支援を行う。



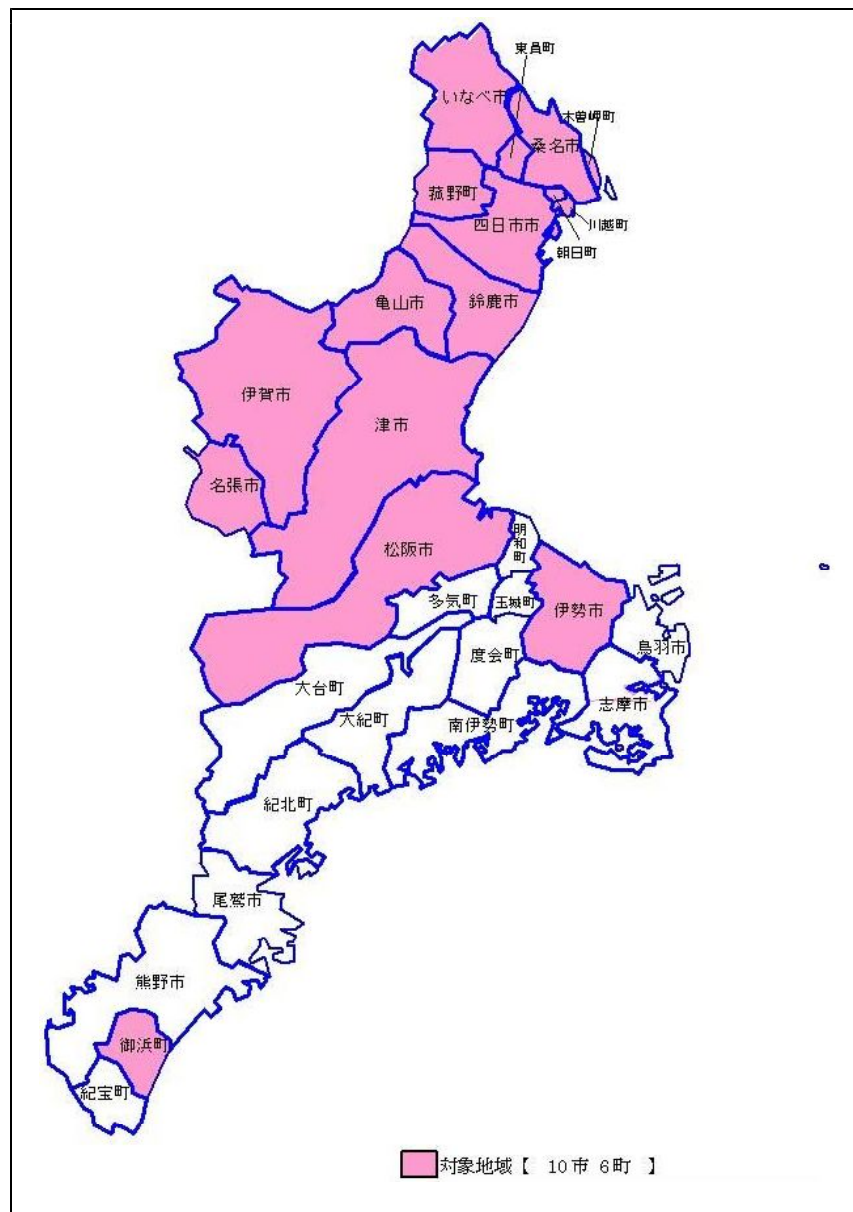
『小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究』から抜粋

(平成17年8月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所)

(2) 特別支援教育体制推進事業の指定地域を拡充し、市町等教育委員会の特別支援教育の体制整備を支援します。

平成15年度から国の事業として取り組んでいる特別支援教育体制推進事業において、平成18年度は、10市6町が特別支援教育の体制整備に向けた実践的な研究を進めています。

今後は、特別支援教育への円滑な移行に向けて、県内29市町において地域の特性を活かした体制整備が推進されるよう、事業を通して市町等教育委員会を支援します。



平成18年度 特別支援教育体制推進事業実施市町



**(3) すべての小・中学校で特別支援教育コーディネーターを位置付けるとともに、コーディネーターのネットワークづくりを促進します。**

市町等教育委員会は、特別支援教育を推進する上で中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを各学校に位置付けるとともに、関係各機関との連携が円滑に進められるよう、特別支援教育コーディネーターの連絡会議等を開催し、情報交換等を進める必要があります。

**(4) 小・中学校における校内支援体制の整備を促進します。**

市町等教育委員会は、校内就学指導委員会をはじめ、既存の委員会等を活かして校内委員会を設置することで、小・中学校において、学校全体で特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援が行われるよう、校内支援体制の整備を進めていくことが重要です。

**(5) 「個別の教育支援計画」を策定し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への具体的な支援内容・方法等を明らかにします。**

小・中学校は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズを把握し、関係機関と連携・協力しながら、具体的な支援内容・方法等について、「個別の教育支援計画」の策定を進めます。

また、学校経営品質の向上と連動させ、計画－実践－評価－改善のサイクルを確立することにより、適切な支援を効果的かつ効率的に行うとともに、よりよい教育的支援となるよう改善します。

**(6) 巡回相談員\*<sup>12</sup>を活用し、学校及び特別支援教育コーディネーターを支援します。**

県教育委員会は、市町等教育委員会からの要請に応じて、LD等に対応する、専門的な知識や技能及び経験を有する巡回相談員を活用し、学校及び特別支援教育コーディネーターを支援します。巡回相談員は、小・中学校を訪問し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握や評価等について、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者等からの相談を受け、適切な助言を行います。

また、小・中学校においては、発達障がい者支援センター等の地域の関係機関、民間の人材やNPOと連携・協力し、その活用に努めます。

**(7) 特別支援学校は、地域のセンター的機能を発揮し、市町の小・中学校を支援します。**

特別支援学校は、校務分掌等に地域支援のための組織を設け、市町等教育

委員会及び小・中学校からの要請に応じて、教育相談の実施や「個別の教育支援計画」策定への指導・助言等を行うなど、必要な支援に取り組みます。

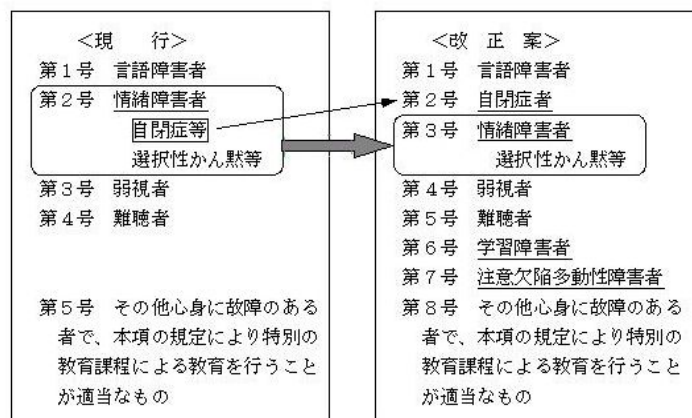
各盲・聾・養護学校の支援対象市町及び対象学校数  
(平成18年5月1日現在)

学 校 名	支 援 対 象 地 域	小・中学校数
盲 学 校	県 内 全 市 町	全 校
聾 学 校	県 内 全 市 町	
緑ヶ丘養護学校	県 内 全 市 町	
北勢さらら学園 西日野養護学校	木曾岬町・桑名市・東員町・ いなべ市・四日市市・菰野町・ 朝日町・川越町	140校
杉の子養護学校	鈴鹿市・亀山市	54校
稲葉養護学校 城山養護学校 草の実養護学校	津市	81校
伊賀つばさ学園	伊賀市・名張市	61校
度会養護学校 玉城わかば学園	松阪市・明和町・多気町・ 大台町・大紀町・玉城町・ 度会町・伊勢市・南伊勢町・ 鳥羽市・志摩市	189校
東紀州くろしお学園 おわせ分校	紀北町・尾鷲市	26校
東紀州くろしお学園	熊野市・御浜町・紀宝町	36校

**(8) LD、ADHDの児童生徒への通級による指導を充実させ、市町における通級指導教室のあり方について検討します。**

LD、ADHDの児童生徒に対しては、通常の学級において、必要に応じて適切な配慮をしつつ指導することが基本ですが、通常の学級における適切な配慮や指導方法の工夫のみでは、その障がいの状態の改善・克服が困難なこともあります。障がいの状態に応じて一部特別の指導が必要であると判断される場合には、通級による指導の対象となります。

平成18年度から新たに通級による指導の対象となった、LD、ADHDの児童生徒への通級による指導を充実させるとともに、通級指導教室の県全体の適正な配置や活用のあり方等について検討します。



学校教育法施行規則の一部改正による、通級による指導の対象者の追加

(文部科学省の資料より)

### (9) 小・中学校における交流及び共同学習を推進します。

小・中学校においては、教科学習や行事等、学校生活の様々な場面において、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒が共に活動する機会を適切に設け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進します。また、市町等教育委員会と県教育委員会は、小・中学校が指導内容の充実や指導方法の工夫・改善等に役立つよう、先進的な取組事例を紹介し、指導事例集を作成します。

### (10) 教員の資質・専門性の向上を支援します。

初任者研修や教職経験者研修、管理職研修など、教職員のライフステージや職能に応じた研修会を活用し、特別支援教育の制度やLD等を含む障がいのある児童生徒の理解と指導に関する研修を進めます。

### (11) 特別支援教育の研究実践校を指定し、LD等の児童生徒への効果的な指導のあり方について、実践的な研究を進めます。

通常の学級に在籍するLD等の児童生徒への理解及び指導の充実を図るため、通常の学級における指導方法や通級による指導を活用した支援について、大学及びNPO等と連携し、実践的な研究を進めます。

#### \*12 巡回相談員

LD、ADHD、高機能自閉症等に関する専門的な知識や技能を有する巡回相談員は、巡回相談で学校を訪問し、児童生徒の実態把握や評価、指導内容・方法、学校の支援体制、校内の理解・啓発、保護者や関係機関との連携等について、指導や助言を行う。

### 3 特別支援学校の整備計画と適正配置

#### 【現状と課題】

##### (1) 盲・聾・養護学校の現状

本県では、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた適切な教育の場を設けて専門的な教育を行うことを基本的な考え方とし、これまで盲・聾・養護学校の設置を進め、現在14校の盲・聾・養護学校（分校を含む）を設置しています。

また、現在、盲学校及び養護学校9校では、広域にわたる通学区域を抱えることから、スクールバスを配備しています。盲・聾・養護学校5校においては、通学が困難な児童生徒に宿舍を提供するため寄宿舎を設置しています。

さらに、養護学校7校において、病院内に長期入院している児童生徒や、障がいの状態が重度であるため通学が困難な児童生徒に対して、訪問教育を実施しています。

##### (2) 盲・聾・養護学校の課題

現在の盲・聾・養護学校の設置状況等については、次のような課題があります。

#### 《設置上の課題》

- ・ 盲・聾・養護学校14校（分校1校を含む）のうち6校が津市に設置されており、適正な配置のあり方について検討する必要があります。
- ・ それぞれの障がい種別ごとに設置された現在の盲・聾・養護学校では、子どもの障がいに対応した学校に通学するために、長時間を要する幼児児童生徒もいます。
- ・ 北勢きらら学園、西日野養護学校、玉城わかば学園においては、中学部・高等部の在籍者数が年々増える傾向にあり、今後も在籍者数の増加が見込まれますが、校地や施設の拡張、普通教室等の確保が難しい状況になってきています。
- ・ これまで、本県では、養護学校の整備やスクールバスの配備を進め、通学条件の改善に努めてきました。この結果、通学困難を理由とする児童生徒の寄宿舎への入舎は僅少となり、全体の舎生数も減少傾向にあり、集団生活による社会性の育成や生活技能の獲得への影響も懸念されています。

ます。

今後も、ノーマライゼーションの進展や「障害保健福祉圏域」\*13を中心とした地域重視の施策の推進が予想されることから、特別支援学校の再編整備計画と照らし合わせながら、寄宿舍の見直しを図る必要があります。

- ・ 現在、訪問教育を実施している学校の中には、知的障がいの養護学校もあるため、教育課程との整合や自立活動における指導内容・方法等の弾力的な対応が困難な場合があります。今後の特別支援学校への移行に合わせて、在籍児童生徒数の推移、市町村合併による居住地域と通学区域の変化等に留意しながら、改めて訪問教育のあり方やその配置について検討することが必要となっています。

#### 《教育指導上の課題》

- ・ 障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向け、盲・聾・養護学校で学ぶ幼児児童生徒一人ひとりの障がいの程度や進路希望等に基づいた教育的ニーズに、適切に対応できる教育指導体制の整備を推進していくことが求められています。
- ・ 盲・聾・養護学校では、社会参加のための生きる力の育成や幼児児童生徒等の相互の理解促進を目的として、地域の幼稚園及び保育所、小学校、中学校、高等学校との交流教育に積極的に取り組んでいます。その中で、様々な地域行事への参加や協働等を通して交流を深めたり、児童生徒等の居住する地域の学校との交流教育が活発に行われたりするなど、一定の成果を上げていますが、活動内容や交流相手校の固定化等の課題もあります。

今後、共同学習の実施とその評価も含め、将来の共生社会の実現に向けて、創意工夫のある取組を計画的に進める必要があります。
- ・ 高等学校において、LD等を含む障がいのある生徒が在籍しており、これらの生徒への指導の充実と支援体制の整備を図る必要があります。このため、小・中学校における一人ひとりのニーズに応じた進路指導の充実を図るとともに、高等学校と盲・聾・養護学校との連携による支援など、後期中等教育における支援体制の充実が求められています。
- ・ 盲学校及び養護学校においては、児童生徒の障がいの状態や程度が多様であり、保護者の負担も大きいことから、本人及び保護者の心身の負担軽減や安全な通学手段の確保のため、最低限必要な通学の基幹経路を

運行して、スクールバスによる送迎を行っています。現在、スクールバスを運行するいくつかの養護学校では、その乗車時間が90分以上かかっている現状があり、児童生徒の通学時間の短縮が課題となっています。

《連携上の課題》

- ・ 障がい者の生活の広域的な基盤である障害保健福祉圏域と、盲・聾・養護学校の所在地が一致していないことから、障がいのある幼児児童生徒の乳幼児期からの一貫した支援や、盲・聾・養護学校がすべての市町の地域連携協議会に参加することが困難な状況にあるなど、広域的な連携に課題を抱えています。



盲・聾・養護学校の配置と障害保健福祉圏域

### (3) 特別支援学校の整備と適正配置の視点

「三重県における特別支援教育のあり方（報告）」で示された、以下の5つの視点を踏まえながら、特別支援学校の適正な配置を計画的に進める必要があります。

- ① 特別支援教育の理念や重複障がいが増加している現状を踏まえ、可能な限り複数の障がいに対応できる。
- ② それぞれの地域の状況を踏まえ、障がいのある幼児児童生徒が可能な限り地域の身近な所で教育を受けることができる。
- ③ 障がいの特性に応じ、学校教育の中で同一障がいの幼児児童生徒による一定規模の集団が、可能な限り確保される。
- ④ 障がい種別に応じた、より専門性の高い教育を受けることができる。
- ⑤ 地域における特別支援教育に関するセンター的機能が発揮できる。

また、「三重県における今後の特別支援教育のあり方検討委員会」の審議過程の中では、次のような意見も出されました。

- ・ それぞれの地域において、すべての障がい種に対応した教育が可能となるよう、特別支援学校を配置することが必要である。
- ・ 知的障がい養護学校高等部における、卒業後の就労をめざした指導を充実させるため、高等部のみの特別支援学校（高等特別支援学校〔仮称〕）の設置について検討することが必要である。
- ・ 特別支援学校の整備を進めるにあたっては、既設の施設・設備（小学校、中学校、高等学校を含む）を有効に活用しながら進める必要がある。

これらの視点から特別支援学校の整備を進めていくには、障がいのある幼児児童生徒の日常生活や、将来的な社会自立の支援基盤でもある障害保健福祉圏域も考慮して、地域の特性や広域的な連携を踏まえた特別支援学校の配置のあり方を検討することが重要です。

#### (4) 障がいの重度・重複化、多様化への対応

たんの吸引・経管栄養・導尿等の医療的ケアを必要とする児童生徒への対応については、平成10年度から国の研究指定を受けるとともに、平成11年度からは、県単独で実施する養護学校メディカル・サポート事業により、養護学校に看護師を配置し、教員と看護師が連携・協力して取り組んできました。

平成18年度は、養護学校7校に在籍する52人（平成18年5月1日現在）の対象児童生徒の手当のために、10人の看護師を配置しています。また、連携・協力する教員は、必要となる医学関連知識を習得するための研修を受け、児童生徒のたんの吸引等の実施や緊急時の対応に取り組んでいます。

平成16年10月、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（文部科学省初等中等教育局長通知）が出され、看護師の適正な配置など医療安全の確保が確実になるような一定の条件下では、教員によるたんの吸引、経管栄養、自己導尿を盲・聾・養護学校全体に許容することは、やむを得ないものとされました。医師又は看護職員の資格を有しない教員によるたんの吸引等の実施を許容する条件が明確に示される一方で、看護師が実施する手当の内容は多岐にわたっています。

養護学校における児童生徒数は今後も増加する傾向にあることから、医療的ケアを必要とする児童生徒の実態や在籍数の推移を見極め、安全・安心の教育の推進を図るために、各校の実態に応じた看護師の配置及び連携・協力できる教員の育成を進める必要があります。

---

#### \*13 障害保健福祉圏域

市町だけでは対応が困難である広域的な施策として、専門的な相談・助言を行う障がい者地域生活支援体制の整備や各種施設の適正な配置を行うため、複数市町を含む広域的圏域として保健福祉事務所の管轄区域ごとに設定している。



## 【具体的施策】

### 計画期間

特別支援学校の再編整備についての計画期間は、県の総合計画「県民しあわせプラン」戦略計画も踏まえた上で、4年間をひとつの区切りとし、具体的施策の進捗状況や社会の動向等を勘案しながら、中・長期的な視点に立って、段階的に進めていきます。

特別支援学校の再編整備計画期間

期間 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27～
第1次計画期間	→								
第2次計画期間					→				
第3次計画期間									→

### 特別支援学校への移行に向けた準備

(1) 複数の障がい種別に対応できる特別支援学校の整備について検討します。

現在の盲・聾・養護学校は、専門性の高い指導や充実した施設・設備の下で、障がい重いあるいは重複している幼児児童生徒の自立を促進する教育を行っています。今後は、これまで培ってきた専門性や児童生徒の実態、地域の実情等を踏まえ、複数の障がい種別に対応するため、「教育部門」（障がい種別や教育形態に対応する専門的な教育を行うセクション）を備えた特別支援学校に移行します。

知的障がい養護学校においては、聴覚障がいの教育部門に対応できるように、緊急時の赤色灯などの必要な整備を進めます。

肢体不自由養護学校においては、視覚障がいの教育部門に対応できるように、点字ブロックなどの必要な整備を進めます。

(2) 特別支援学校制度への移行に伴い、学校の名称を変更します。

特別支援学校制度の創設に伴う学校の名称の変更については、現在の盲・聾・養護学校の名称を基に、広く学校内外での共通理解を得ながら、平成18年度中に各学校で検討した上で選定し、平成19年度から新しい名称に変更します。

## 中・長期的な計画による整備

### (1) 障害保健福祉圏域等における関係機関との連携を踏まえ、特別支援学校の適正な配置について検討します。

特別支援学校については、個別の教育的ニーズに基づく一貫した支援を図るため、医療・保健・福祉・労働の関係機関との緊密な連携を図ることが必要です。また、地域の小・中学校からの要請に応じて指導・助言等の支援に努める必要があることから、障害保健福祉圏域・通学区域等も考慮に入れた配置のあり方を検討します。

一方で、今後も在籍児童生徒数の増加が見込まれる特別支援学校については、過密な状況の解消につながる対応を進めます。

### (2) 盲学校、聾学校の専門的な機能を向上し、特別支援学校や小・中学校等を支援します。

盲学校、聾学校は、それぞれ視覚障がい、聴覚障がいを対象とした拠点的な機能をもった特別支援学校として、一貫した教育に取り組むとともに、専門性を活かして県内全域の支援を進めます。また、就労の促進を図るため、高等部、高等部専攻科の今後のあり方について検討します。

聴覚障がいのある幼児にとっては、早期からのコミュニケーション能力の獲得をめざした体系的な指導が重要であることから、引き続き聾学校に幼稚部を設置し、教育の充実を図ります。

視覚障がいのある児童にとっては、歩行訓練や触察訓練等、特別な技能をもった指導者による専門的な指導を早期から受けることが、将来の自立や社会生活を営む上で重要です。

盲学校、聾学校においては、視覚障がい教育、聴覚障がい教育の拠点的な特別支援学校としての機能を発揮し、今後も専門性の向上に努めるとともに、他の特別支援学校の視覚障がい部門、聴覚障がい部門への支援が行えるよう、センター的な役割を担います。また、特別支援学校とのネットワークにより、複数の障がい種別への対応を進めます。

### (3) 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育環境の充実を図ります。

近年、盲・聾・養護学校の幼児児童生徒等の障がいの重度・重複化が進んでおり、特に肢体不自由養護学校においては、この傾向が著しくみられます。平成18年度は、肢体不自由養護学校の児童生徒327人のうち、278人(85%)が重複学級に在籍しており、また、医療的ケアが必要な児童生徒は、52人が在籍しています。

今後、障がいの重度・重複化に対応できるよう、医療的ケアの実施体制を充実させ、児童生徒の健康・安全を保障できる環境の整備に努めます。

そのために、医師又は看護職員の資格をもたない教員に対して、医学一般（基礎・専門）研修<sup>\*14</sup>を充実させ、看護師と連携・協力できる教員を育成します。

**（４）高等学校再編活性化も踏まえ、既存校の増改築や既存施設の有効活用を図りながら、特別支援学校の整備を進めます。**

特別支援学校の整備にあたっては、現在の養護学校の配置の見直しや、北勢及び南勢地域における対応が急務となっている状況を踏まえながら検討を進めるとともに、高等学校の再編整備による校舎の再利用なども含め、中・長期的な計画に基づいて学校整備を進めます。

**（５）特別支援学校の設置状況に合わせて、スクールバスの適正な配備を進めます。**

特別支援学校の整備に合わせ、在籍する児童生徒の通学手段を確保するとともに、長時間乗車の改善と通学時の安全確保、校外学習などの生活体験の拡大、保護者の負担軽減等の視点から、各特別支援学校におけるスクールバスの配備状況や運行経路を見直し、適正な配備について検討します。

**（６）寄宿舎の集団生活に効果的な規模の確保と適正な配置をめざします。**

今後、特別支援学校の規模と配置の適正化が進むことにより、通学の状況が改善され、寄宿舎への入舎対象者がさらに減少していくことが推測されます。そのため、施設や機能の活用の視点を含めて寄宿舎のあり方を見直し、規模と配置の適正化を進めます。

**（７）訪問教育のあり方等についての検討を行います。**

現在の盲・聾・養護学校においては、7校の養護学校で訪問教育が実施されています。訪問教育の対象となる児童生徒は、重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せもつ児童生徒がほとんどであり、スクーリングで登校する際の施設・設備や、摂食指導や機能訓練等のより専門性の高い指導を受けることができることを考えると、肢体不自由教育部門を設置する特別支援学校での受入が望ましいと思われまます。

特別支援学校への移行に合わせて、対象児童生徒の障がいの状態に応じた指導や形態など、訪問教育のあり方やその配置等について、具体的に検討を進めます。

(8) 自立と社会参加に向けて、児童生徒の自力による通学を促進します。

盲・聾・養護学校の児童生徒は、毎日広い範囲から通学しています。この機会を好機と捉え、児童生徒の生活基盤の伸展や交通機関の活用による通勤を想定した指導とするなど、自力による通学を将来の自立につなげられるよう、今後の特別支援学校整備の中で検証を進めます。

---

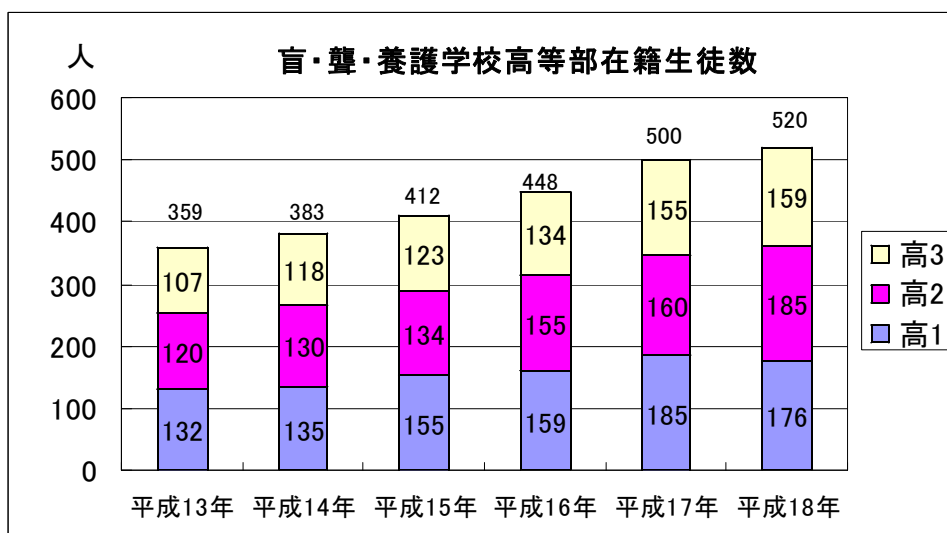
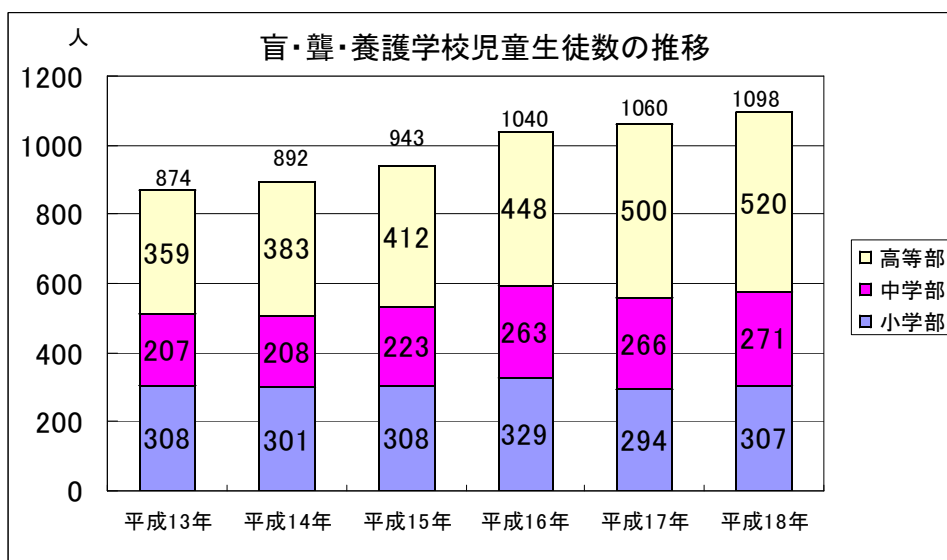
\* 1 4 医学一般（基礎・専門）研修

重度の障がい・疾病のある児童生徒について、医療上の専門的な対処方法に関する理解を図る目的で実施している研修。

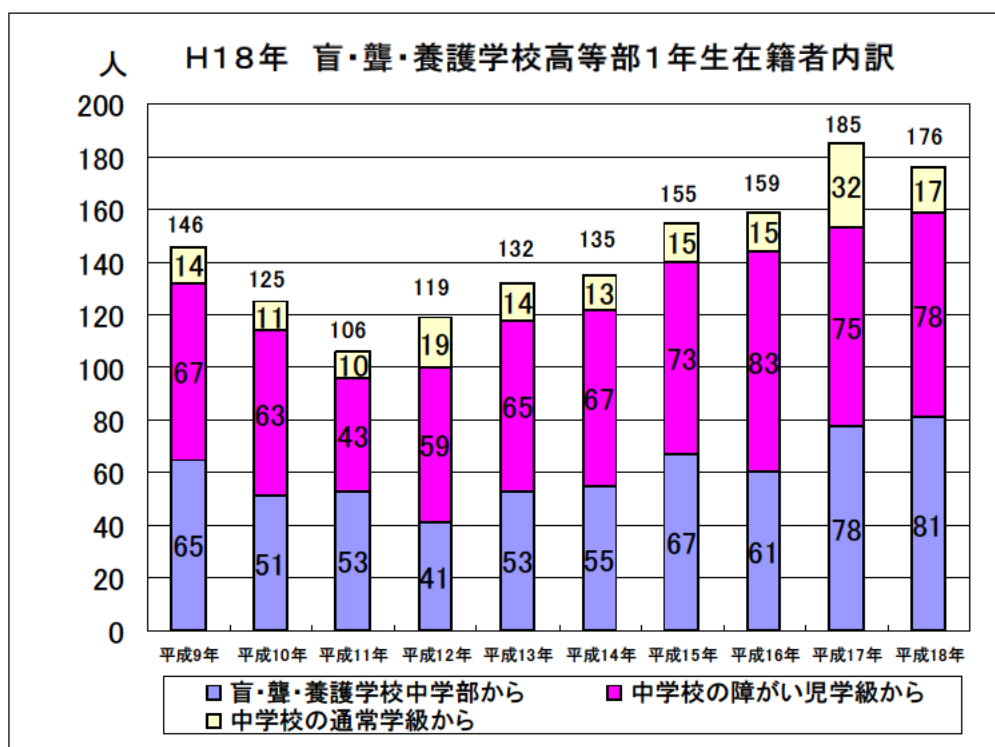
## 4 後期中等教育における特別支援教育体制の整備

### 【現状と課題】

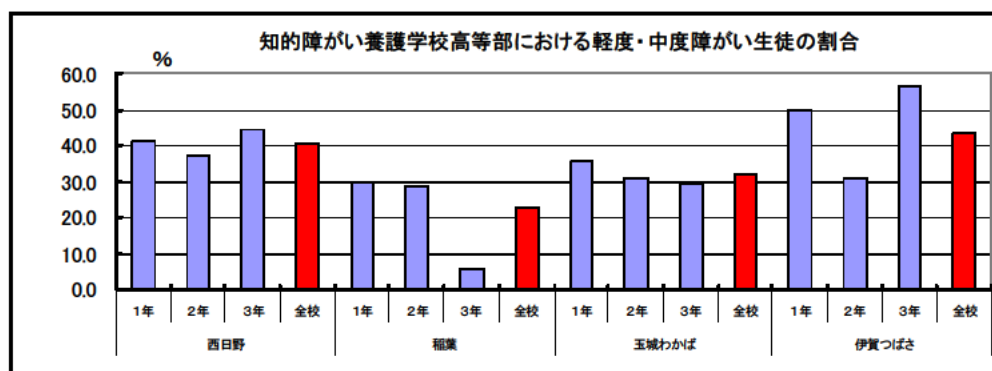
盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数は年々増加傾向にあります。とりわけ高等部において、その傾向が顕著に表れています。



また、現在の盲・聾・養護学校高等部在籍生徒の内訳をみると、自校の中学部から進学してくる生徒の他に、公立中学校の障がい児学級並びに通常の学級から入学する生徒もあり、その障がいの種別や程度は重度・重複化、多様化しています。



さらに、知的障がい養護学校4校においては、障がいの程度が軽度及び中度である生徒の全体に占める割合が高く、これら生徒一人ひとりの特性と教育的ニーズに応じた指導を行う上で、学級編制や指導体制等に様々な影響が出ています。



(軽度・中度：IQ45以上で、療育手帳を有する等の要件と、各校での行動観察等による)

一方、発達障害者支援法の施行（平成17年4月）、障害者雇用促進法の改正（平成18年4月）、障害者自立支援法の施行（平成18年4月）等と関連して、厚生労働省の各機関から、障がい者の雇用促進と自立に向けた様々な施策が打ち出され、障がい者の雇用形態や就労支援のあり方に大きな変化が生じています。

平成18年3月末の盲・聾・養護学校高等部卒業生の進路状況をみると、大学、高等部専攻科等への進学及び一般事業所等への就職者の割合は25.8%（前年

度22.1%)、授産施設や福祉施設への入所者は64.9%(前年度67.4%)となっており、高等部卒業生の就労の割合は低く、授産所や福祉施設への入所が主な進路先になっています。



障がい者の雇用については、事業主等の理解が徐々に拡大し浸透してきているものの、厳しい経済状況の下、障がい者の働く場の確保は依然厳しい状況が続いています。

現在、知的障がい養護学校の高等部を中心に、卒業後の自立に向けて職場実習や就労体験等に取り組み、事業所(企業)や施設作業所等で2週間程度の実習を年2回実施しています。

就労先の状況の変化や、授産所及び福祉施設等への入所による福祉的就労から就労への移行支援に対応するため、高等特別支援学校(仮称)の設置の検討が求められており、盲・聾・養護学校高等部の教育課程の見直しも必要となっています。

また、高等学校においても、現在LD等を含む障がいのある生徒が在籍している状況にあり、具体的な支援が必要です。

これらのことから、今後、盲・聾・養護学校高等部及び高等学校に在籍する障がいのある生徒の自立と社会参加に向けた支援や、後期中等教育における支援体制の充実や専門的な教育機関との連携を図るとともに、生徒の特性を最大限に伸ばし、雇用者側の多様なニーズや産業構造の変化に柔軟に対応できる職業教育等の実践が求められています。

## 【具体的施策】

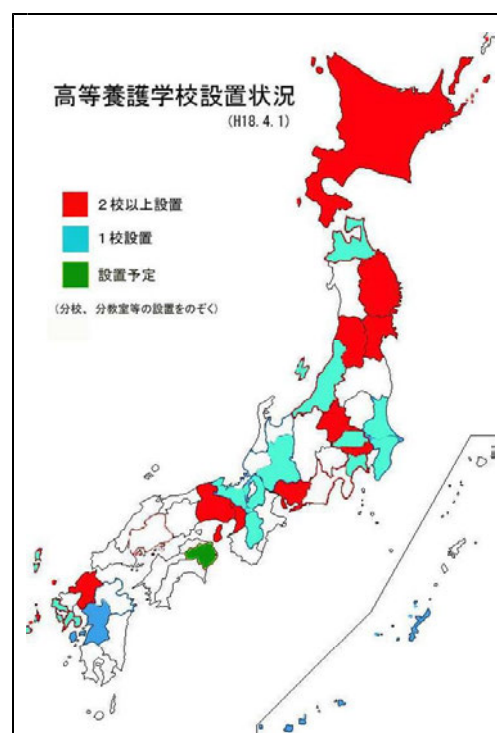
(1) 特別支援学校高等部のあり方と、高等特別支援学校（仮称）の設置について、既存施設の有効活用及び厳しい財政事情を考慮した上で検討を進めます。

① 特色ある特別支援学校として、高等部のみの特別支援学校（高等特別支援学校〔仮称〕）の設置について検討を進めます。

障がいのある生徒の高等部卒業後の事業所（企業）等への就労を促進するためには、生徒一人ひとりの適性や教育的ニーズに応じた確かな職業技術、生活技能を養う独自のカリキュラムを備えた特別支援学校が必要です。特別支援学校高等部のあり方を見直すとともに、こうした就労をめざした独自のカリキュラムを備えた特別支援学校として、高等部のみの特別支援学校（高等特別支援学校〔仮称〕）の設置を検討していきます。

② 生徒の特性を踏まえた教育課程について研究します。

高等特別支援学校（仮称）では、これからの工業、農業、商業等の動向に対応した専門性を重視したカリキュラムを編成する必要があります。このため、現在の知的障がい養護学校高等部における各教科等を踏まえ、普通教育に関する教科・領域等や専門教育に関する教科等（職業自立教育等）について、具体的な教育課程の編成に関する研究に取り組みます。





## (2) 特別支援学校への移行に伴い、高等部の教育課程を見直します。

特別支援学校は、複数の障がい種別に対応できる教育部門を備えた学校であることから、生徒の障がいの種別や程度、個別の教育的ニーズを踏まえ、これまでの盲・聾・養護学校で編成してきた既存の教育課程を、根本的に見直すことが求められます。

また、障害者自立支援法の施行により、卒業後の地域における自立した生活や就労に向けた高等部における教育課程のあり方について、検討していく必要があります。

そこで、各特別支援学校では、高等部における教育部門ごとの教育課程の編成について、研究と実践に取り組みます。また、盲学校、聾学校における専攻科については、産業構造の変化や教育的ニーズに対応するため、そのあり方についての検討を進めます。

## (3) 高等学校における、LD等に対する理解・啓発を促進するとともに、校内支援体制の整備を支援します。

現在、高等学校においても、LD等を含む障がいのある生徒が在籍しており、特別な教育的支援を必要としている状況にあります。

そこで、高等学校では、LD等を含む障がいのある生徒の特性に対する理解を進めるとともに、校内支援体制を整備することが必要です。

一部の高等学校では、既に盲・聾・養護学校のセンター的機能による教育相談や公開講座等を活用して、学校全体の特別支援教育体制の整備を進めているところもあり、今後も、地域における特別支援学校との効果的な連携を図り、生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を支援することが必要です。

## (4) 特別支援教育コーディネーターの育成と校内支援体制の整備を進めます。

学校全体の支援体制整備を推進し、学校内外の連携や相談に応じる役割を担う特別支援教育コーディネーターを、県内すべての小学校、中学校、盲・聾・養護学校に位置付けることをめざして、平成16年度に300人、平成17年度に200人の規模で養成研修を実施しました。

平成18年度には、小学校、中学校、盲・聾・養護学校教員200人に加え、新たに高等学校から20人の教員が、特別支援教育コーディネーター養成研修に参加しています。

来年度以降も、特別支援教育コーディネーターに関する研修講座を開設し、高等学校等における特別支援教育の充実を図るため、研修の機会を継続的に確保します。

## 5 自立支援と社会参加

### 【現状と課題】

障がいのある人が、その人のもつ能力や適性に応じて雇用され、就労を通じて社会参加することは、社会の構成員としての役割を担い、自己実現を図り、職業的自立をする上で大きな意義があります。

障がいのある人の資格・免許の取得に関する欠格条項の見直しにより、特例子会社の設置、知的障がい者の雇用促進及び職業の安定を図るジョブコーチ（職場適応援助者）の導入など、ノーマライゼーションの進展に伴い、障がいのある人の就労環境も変化しています。

また、障害者自立支援法の施行（平成18年4月）に伴い、就労支援が抜本的に見直され、就労移行支援事業などにより、障がいのある人の働く意欲と能力が高められるような支援が行われることになりました。また、授産施設等の福祉施設の体系が見直され、福祉部門から一般就労に向けた移行支援も行われるようになり、今後、様々な就労施策が実施されることから、障がいのある生徒の自立に向けた職業教育の充実と就労に対するニーズがこれまで以上に高まっています。

障がいのある児童生徒自らの能力、可能性を最大限に活かし、職業生活におけるキャリアを切り拓いていくためには、社会情勢、生活様式の変化や雇用側のニーズに合った職業教育の充実を図ることにより、就労に向けた選択肢を確保することが必要です。また、障がいのある人が地域社会に積極的に参画し、地域の人々と共に自立した地域生活を実現していくためには、地域、事業所（企業）、教育・福祉・労働の諸機関等が連携を強化し、地域での就労支援体制の構築、障がいのある児童生徒の地域社会への参加システムや参加支援体制を構築することが必要です。

そこで、本県では平成16年度から、障がいのある児童生徒の就労、地域との交流や諸活動への参加の促進を図るために、障がい児者地域連携・自立支援事業に取り組んできました。この事業では、地域での文化祭や清掃活動等を通して、障がいのある児童生徒及び地域住民とのネットワークの構築を図ってきましたが、今後も、障がいのある児童生徒が安心して暮らせる街づくりをめざしていく必要があります。

盲・聾・養護学校高等部では、例年、個々の生徒の就労に向け、第3学年の生徒を対象としてケース会議等を開催し、保護者、関係の事業主や福祉・労働関係者等による進路指導を行っています。しかしながら、企業の非正社員化、間接雇用が進展しており、求人・求職のミスマッチにより、職場実習が直接雇用につながるなど、厳しい雇用情勢が続いています。

また、障がいのある人の職業的自立、社会的自立につなげていくためにも、乳

幼児期から高等部卒業後に至るまでの一貫した「個別の教育支援計画」の策定が課題となっています。

## 【具体的施策】

### (1) 職業教育や進路指導の充実により、進学率・就労率を向上させます。

地域の一般事業所（企業）と積極的に連携を図り、新たな職種、職域の開拓を進めるとともに、大学進学、資格取得などの多様な進路希望に適切に対応するとともに、能力開発や資質向上のための環境の整備を進めます。

今後、関係法令の施行に伴って変化する社会情勢や就労体制に合わせ、これまで以上に教育・福祉・労働の各関係機関が連携し、高等部卒業後の進学や就職につながるよう、障がいのある生徒への多方面からの支援に努めます。

また、各特別支援学校で、「進学・就労者関係者会議（仮称）」等を設置し、福祉・労働関係機関との連携をより強化しながら、自立に向けた職業教育及び進路指導のあり方について研究を進めます。

### (2) 「個別の教育支援計画」に基づく就職相談や職場実習の実施等、就労支援の充実を図ります。

就労に関する生徒の多様なニーズに対応するため、早期から就職相談を実施するとともに、就労をめざした職能技術や生活技能を養う独自のカリキュラムの開発を進めます。また、職場実習等の体験的な学習を基盤とする職業教育の充実を図り、関係機関と連携するなかで雇用者と就職希望者とをコーディネートするとともに、職場実習の利用基準（実習期間等）を弾力化するなど、実習機会の充実を図ります。

### (3) 地域及び学校間の交流活動やスポーツ等を通じた余暇活動を推進し、ふれあいと理解を育み、障がいのある幼児児童生徒の社会参加を促します。

現在、盲・聾・養護学校で取り組んでいるクラブ活動を充実させるとともに、地域の小学校、中学校、高等学校との交流を深めたり、それぞれの地域で行われる文化的行事・スポーツ行事等への参加を促進したりします。

また、LD等を含めた障がいのある幼児児童生徒が、地域の人々や同世代の人たちとともに企画・運営に主体的に参画する機会を積極的に設け、地域における社会的自立をめざした生活の基盤づくりを、地域の人々とともに進めます。

## 6 専門性の確保と教職員の資質向上

### 【現状と課題】

盲・聾・養護学校において、幼児児童生徒の指導に携わっている全教員のうち、当該学校種別の特殊教育諸学校教諭免許状\*15を有している者の割合は、47.8%（平成17年5月1日現在）となっています。

現在も、免許法認定講習・公開講座\*16等により教員の免許状取得の促進に努めていますが、県内の状況は全国平均を下回っており、引き続き特別支援学校教諭免許状\*17保有率の向上に向けた取組の推進や、教員の資質・専門性の向上が課題となっています。

小・中学校の障がい児学級においては、短い年数で担任が交替する傾向があり、障がい児学級担当者の専門性は必ずしも十分でない場合もあります。また、小・中学校においては、校内で障がい児学級を担当する教員が少数であり、教員相互による専門性を高めることが難しい状況にあります。障がい児学級担任のネットワークを活用した障がい児教育に関する研修の充実などにより、担任教員の専門性を高めていくことが重要な課題となっています。

今後、障がいのある児童生徒一人ひとりに対して、質の高い教育的支援を行うためには、障がいのある児童生徒の指導・支援に携わるすべての教員が、障がいの種類や程度、状態及びそのニーズに応じた指導の専門性を確保し、その資質を高めていくことが必要です。

#### 盲・聾・養護学校における在籍校種の免許状保有率

（平成17年5月1日現在）

校 種	全 国	三 重 県
盲 学 校	24.9%	19.4%
聾 学 校	37.7%	13.3%
養護学校	61.6%	53.0%
合 計	57.8%	47.8%

#### 障がい児学級担当教員の盲・聾・養護学校教諭免許状保有率

（平成17年5月1日現在）

校 種	全 国	三 重 県
小 学 校	32.0%	13.4%
中 学 校	26.0%	11.3%
合 計	29.5%	12.9%

## 【具体的施策】

### (1) 特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させます。

- ① 特別支援学校に勤務する教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進し、当該免許状の保有率を高める取組を進めます。

これまで三重大学と連携協力するなど、免許法認定講習・公開講座等により教員の特殊教育諸学校教諭免許状の取得を促進し、その保有率の向上に努めてきました。今後も、放送大学や免許法認定講習・公開講座等を活用するなど、教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進し、当該免許状の保有率を高める取組を進めます。

また、すべての学校において特別支援教育を推進するため、教員全体の意識改革を図り、指導力や専門性の向上を進めます。

- ② 特別支援学級担任の、特別支援学校教諭免許状の保有を促進します。

現在、障がい児学級を担当する教員の特殊教育諸学校教諭免許状の保有は義務付けられてはいませんが、児童生徒の多様なニーズに応えるためには、より専門的な知識と技能に基づく指導が求められています。

そのため、小・中学校においても、特別支援学級の指導に携わる教員の専門性の向上を図るとともに、既に特殊教育諸学校教諭免許状を保有している教員の活用を働きかけたり、特別支援学校教諭免許状の取得を促進したりします。

### (2) 大学、県及び市町の教育研究機関等との連携による研修機会の充実を図ります。

- ① 特別支援教育に関する研修を充実します。

特別支援教育に携わる教員の専門性の向上と学校全体の組織としての専門性の向上を図り、専門的かつ実践的な指導力を高めるため、研修分野（総合教育センター）の研修や市町の教育研究機関等と連携した研修の充実を図ります。

また、特別支援教育に関する内容について、特別支援学校や特別支援学級担当者以外の教員にも、特別支援教育への理解を深める取組を進めます。

- ② 合同研修会や校内研修会の開催を支援します。

現在、盲・聾・養護学校においては、校区内の小・中学校を対象とした公開講座やボランティア講座などを開催しています。今後も地域のセ

ンターの機能を果たすとともに、市町等教育委員会と協働した合同研修会の開催を支援します。

また、教員の専門性の向上のためには、日々の実践活動に基づく研修の積み重ねが重要であることから、それぞれの学校における校内研修会の開催を支援します。

③ 大学等の専門機関と連携し、専門性の高い人材の育成を進めます。

特別支援教育への移行に伴い、児童生徒の指導や学校運営等に携わる教職員一人ひとりの能力や教育的資質を高め、教職員が協力して組織としての学校の自校教育力の向上を図ることが重要となるため、大学等の専門機関と連携し、派遣研修や共同研究等を通して、専門性の高い人材の育成を進めます。

---

\*15 特殊教育諸学校教諭免許状

特殊教育諸学校教諭免許状を取得するためには、基礎免許状として小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の免許状を有し、さらに、特殊教育諸学校教諭1種免許状については、特殊教育に関する科目23単位、特殊教育諸学校教諭2種免許状については、特殊教育に関する科目13単位を修得することが必要とされる。

なお、教育職員免許法附則第16項に「小・中・高等学校・幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、盲・聾・養護学校の各部の教諭又は講師となることができる」という規定（昭和29年施行）がある。

\*16 免許法認定講習・公開講座

大学等の教員免許課程によらず、教員免許状取得に必要な単位の修得のために設けられた講習・公開講座で、大学・特殊教育総合研究所・都道府県教育委員会等の機関が実施する。

\*17 特別支援学校教諭免許状

盲・聾・養護学校の特別支援学校への転換に伴い、平成19年4月1日から、これまで学校の種別ごとに設けられていた特殊教育諸学校教諭免許状は、障がいの種類に対応した専門性を確保しつつ、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する特別支援学校免許状に転換される。なお、既に特殊教育諸学校教諭免許状を有している者については、法律の施行日において、当該新免許状の授与を受けたものとみなされる。

## 7 特別支援教育の理解促進と普及啓発

### 【現状と課題】

特別支援教育への移行が大きな変革であるために、特別支援教育についての保護者及び県民への普及啓発は、まだ十分に進んでいない現状にあります。国における制度の見直しや法令の改正、具体的な内容の提案等が時間をかけて慎重に行われてきた経緯や、LD等の幼児児童生徒が新たな支援の対象となったことなどについて、保護者及び県民に、特別支援教育の実施に向けた国の動向や、LD等に関する正確な情報提供に取り組む必要があります。

特別支援教育の実施に向けた体制整備が着実に進められ、法令の改正等も具体的に進められてきている現在、各学校における保護者への理解促進や、地域の人たちをはじめとする県民への普及啓発を、さらに積極的に進めていくことが必要です。

障がいのある子どもへの早期からの一貫した支援を進めていく上で、また、「個別の教育支援計画」を策定する上で、保護者の理解と協力は不可欠です。障がいのある子どもも、ない子どもも、共に学び合う教育を推進するためには、すべての子どもが相互に理解を深めることが必要です。さらに、障がいのある子どもの自立支援と社会参加を促進するためには、広く多くの人たちが特別支援教育についての理解を深めていく必要があります。

### 【具体的施策】

(1) 三重県の広報誌やインターネットのホームページを通じて、広く県民に情報を発信し、特別支援教育についての理解促進・普及啓発を進めます。

- ① 計画に基づいた、特別支援学校の整備計画や特別支援学校の体制整備等に関する情報を、県民に伝えます。
- ② 障がいのある子どもの理解や支援に関する情報を提供し、リンク機能を活用し、関係機関等の連携がわかりやすいホームページの作成に努めます。
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の一環として、広く県民に情報発信できるように、各特別支援学校のホームページを充実させます。
- ④ バリアフリーの視点から、音声読み上げ、文字拡大、ふりがな表示、表示色変更等に配慮したホームページ作成に努めます。



特別支援教育グループ・ホームページ

- (2) 特別支援教育の理解促進・普及啓発を進めるためのリーフレットを作成し、県内すべての保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、関係機関等に配付します。

特別支援教育の基本的な考え方、特別支援教育を推進するための体制(地域連携協議会、巡回相談員等)、特別支援学校のセンター的役割等について、図表等も交えるなど、視覚的にわかりやすい情報の発信に努めます。

- (3) 特別支援教育や障がい者の自立支援に関する講演会・研修会等を、各地域において開催します。

医療、保健、福祉、教育、労働等の各関係機関やNPO等と連携しながら、地域における人材を活用した各地域における取組を紹介することで、それぞれの地域から障がいのある子どもの理解を進め、理解促進・普及啓発を進めます。



## < 用語解説 >

### 【い】

- ・ **医学一般（基礎・専門）研修**

重度の障がい・疾病のある児童生徒について、医療上の専門的な対処方法に関する理解を図る目的で実施している研修。

### 【こ】

- ・ **広域連携協議会**

地域における総合的な教育的支援のために有効な、教育、福祉、医療等の関係機関の連携協力を確保するための仕組みで、県が部局横断型の組織を設け、各地域の連携協力体制を支援する。

- ・ **個別の教育支援計画**

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方をベースに、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としている。

「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」をより具体化したもので、学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細かな指導を行うための教育課程や指導計画である。また、学校卒業後の円滑な就労支援を目的としたものを「個別移行支援計画」という。

### 【し】

- ・ **就学指導委員会**

学校教育法の一部改正（平成14年4月）により、就学基準及び就学手続きの見直し、就学指導委員会の位置付けの明確化が図られた。市町等教育委員会は、専門家の意見を踏まえた適切な就学指導を行う等、障がいのある児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、就学指導のあり方を見直すことになった。

- ・ **巡回相談員**

LD、ADHD、高機能自閉症に関する専門的な知識や技能を有する巡回相談員は、巡回相談で学校を訪問し、児童生徒の実態把握や評価、指導内容・方法、学校の支援体制、校内の理解啓発、保護者や関係機関との連携等について、指導や助言を行う。

- ・ **障がい児教育、障がい児学級**

学校教育法において「特殊教育」「特殊学級」と規定されているが、本県においては、それぞれ「障がい児教育」「障がい児学級」と呼んでいる。また、計画の中では、法令や国が行う事業名等を除いて、「障害」という言葉については「障がい」と表記し、「特殊教育」を「障がい児教育」、「特殊学級」を「障がい児学級」と表記する。

- ・ **障害保健福祉圏域**

市町だけでは対応が困難である広域的な施策として、専門的な相談・助言を行う障がい者地域生活支援体制の整備や各種施設の適正な配置を行うため、複数市町を含む広域的圏域として保健福祉事務所の管轄区域ごとに設定している。

**【せ】**

- ・ **センター的役割**

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』（中央教育審議会）において、特別支援学校に期待されるセンター的役割として、以下の6点を機能として例示している。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設整備等の提供機能

**【ち】**

- ・ **地域連携協議会**

障がい児就学前支援事業のモデル地域において設置する、医療、保健、福祉、教育等の関係者からなるネットワーク組織（「めばえネットワーク」）で、障がいの早期発見、早期療育、就学指導等にかかわる早期からの一貫した支援のあり方を検討する。

**【つ】**

- ・ **通級による指導**

各教科等の授業は主として通常の学級で受けつつ、障がいの改善・克服に必要な特別の指導を通級指導教室で受けるという、軽度の障がいのある児童生徒のための教育の形態である。

平成5年度に制度化され、対象は、言語障がい者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、その他軽度の肢体不自由者・病弱者又は身体虚弱者のうち特別の教育課程による教育が適当な者とされていたが、「学校教育法施行規則の一部改正」の通知（平成18年3月）により、平成18年度からは、LD、ADHDの児童生徒についても対象となった。

**【と】**

- ・ **特殊教育諸学校教諭免許状**

特殊教育諸学校教諭免許状を取得するためには、基礎免許状として小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の免許状を有し、さらに、特殊教育諸学校教諭1種免許状については、特殊教育に関する科目23単位、特殊教育諸学校教諭2種免許状については、特殊教育に関する科目13単位を修得することが必要とされる。

なお、教育職員免許法附則第16項に「小・中・高等学校・幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、盲・聾・養護学校の各部の教諭又は講師となることができる」という規定（昭和29年

施行)がある。

- ・ **特別支援学校教諭免許状**

盲・聾・養護学校の特別支援学校への転換に伴い、平成19年4月1日から、これまで学校の種別ごとに設けられていた特殊教育諸学校教諭免許状は、障がいの種類に対応した専門性を確保しつつ、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する特別支援学校免許状に転換される。なお、既に特殊教育諸学校教諭免許状を有している者については、法律の施行日において、当該新免許状の授与を受けたものとみなされる。

- ・ **特別支援教育コーディネーター**

それぞれの学校において教員の中から指名され、校務分掌の中に位置づけられている。学校内では、教職員の連絡調整役や校内委員会の推進役としての役割を担い、対外的には、医療、福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等を行う。

**【の】**

- ・ **ノーマライゼーション**

障がいのある者も障がいのない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会の実現をめざすという理念。

**【め】**

- ・ **免許法認定講習・公開講座**

大学等の教員免許課程によらず、教員免許状取得に必要な単位の修得のために設けられた講習・公開講座で、大学・特殊教育総合研究所・都道府県教育委員会等の機関が実施する。

**【も】**

- ・ **盲・聾・養護学校**

盲学校、聾学校、養護学校をさすが、計画の中では、「盲・聾・養護学校」と表し、それぞれ県立の、盲学校、聾学校、養護学校をさす。

# 詳 細 目 次

はじめに		1
I 特別支援教育への移行		3
《特別支援教育の理念》		3
《特別支援学校への移行》		3
《小中学校における特別支援教育》		4
《特通級による指導の充実》		4
《免許法の一部改正》		4
II 本県の特別支援教育移行期における現状と課題		8
III 施策の基本的な考え方		9
1 基本方針		9
2 特別支援教育を推進する上での役割		9
(1) 幼稚園、小学校、中学校		
(2) 高等学校		
(3) 特別支援学校		
(4) 市町等教育委員会		
(5) 県教育委員会		
(6) 多様な主体の参画		
IV 具体的施策		12
1 乳幼児期からの一貫した総合的な支援体制の整備		12
【現状と課題】		
【具体的施策】		
(1) 就学指導を含めた就学前の相談支援体制の整備を促進します。		
(2) 地域の実情や特性に応じた相談支援体制の整備を支援します。		
(3) 関係機関と連携した「個別の教育支援計画」の策定を支援します。		
(4) 広域連携協議会の機能を充実させ、地域に根ざした研修を進めます。		
(5) 厚生労働省が実施する「発達障害者支援体制整備事業」と連動した乳幼児期における支援体制の充実を図ります。		
2 小・中学校におけるLD等を含む障がいのある児童生徒への対応と特別支援教育体制の整備		17
【現状と課題】		
【具体的施策】		
(1) 小・中学校における特別支援教育体制の構築を支援します。		
(2) 特別支援教育体制推進事業の指定地域を拡充し、市町等教育委員会の特別支援教育の体制整備を支援します。		
(3) すべての小・中学校で特別支援教育コーディネーターを位置付けるとともに、コーディネーターのネットワークづくりを促進します。		
(4) 小・中学校における校内支援体制の整備を促進します。		
(5) 「個別の教育支援計画」を策定し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への具体的な支援内容・方法等を明らかにします。		
(6) 巡回相談員を活用し、学校及び特別支援教育コーディネーターを支援します。		
(7) 特別支援学校は、地域のセンター的機能を発揮し、市町の小・中学校を支援します。		

- (8) LD、ADHDの児童生徒への通級による指導を充実させ、市町における通級指導教室のあり方について検討します。
- (9) 小・中学校における交流及び共同学習を推進します。
- (10) 教員の資質・専門性の向上を支援します。
- (11) 特別支援教育の研究実践校を指定し、LD等の児童生徒への効果的な指導のあり方について、実践的な研究を進めます。

### 3 特別支援学校の整備計画と適正配置 ----- 26

#### 【現状と課題】

- (1) 盲・聾・養護学校の現状
- (2) 盲・聾・養護学校の課題
- (3) 特別支援学校の整備と適正配置の視点
- (4) 障がいの重度・重複化、多様化への対応

#### 【具体的施策】

##### 計画期間

##### 特別支援学校への移行に向けた準備

- (1) 複数の障がい種別に対応できる特別支援学校の整備について検討します。
- (2) 特別支援学校制度への移行に伴い、学校の名称を変更します。

##### 中・長期的な計画による整備

- (1) 障害保健福祉圏域等における関係機関との連携を踏まえ、特別支援学校の適正な配置について検討します。
- (2) 盲学校、聾学校の専門的な機能を向上し、特別支援学校や小・中学校等を支援します。
- (3) 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育環境の充実を図ります。
- (4) 高等学校再編活性化も踏まえ、既存校の増改築や既存施設の有効活用を図りながら特別支援学校の整備を進めます。
- (5) 特別支援学校の設置状況に合わせて、スクールバスの適正な配備を進めます。
- (6) 寄宿舍の集団生活に効果的な規模の確保と適正な配置をめざします。
- (7) 訪問教育のあり方等についての検討を行います。
- (8) 自立と社会参加に向けて、児童生徒の自力による通学を促進します。

### 4 後期中等教育における特別支援教育体制の整備 ----- 35

#### 【現状と課題】

#### 【具体的施策】

- (1) 特別支援学校高等部のあり方と、高等特別支援学校（仮称）の設置について、既存施設の有効活用及び厳しい財政事情を考慮した上で検討を進めます。
- (2) 特別支援学校への移行に伴い、高等部の教育課程を見直します。
- (3) 高等学校における、LD等に対する理解・啓発を促進するとともに、校内支援体制の整備を支援します。
- (4) 特別支援教育コーディネーターの育成と校内支援体制の整備を進めます。

### 5 自立支援と社会参加 ----- 40

#### 【現状と課題】

#### 【具体的施策】

- (1) 職業教育や進路指導の充実により、進学率・就労率を向上させます。
- (2) 「個別の教育支援計画」に基づく就職相談や職場実習の実施等、就労支援の充実を図ります。
- (3) 地域及び学校間の交流活動やスポーツ等を通じた余暇活動を推進し、ふれあいと理解を育み、障がいのある幼児児童生徒の社会参加を促します。

6 専門性の確保と教職員の資質向上	-----	42
【現状と課題】		
【具体的施策】		
(1) 特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させます。		
(2) 大学、県及び市町の教育研究機関等との連携による研修機会の充実を図ります。		
7 特別支援教育の理解促進と普及啓発	-----	45
【現状と課題】		
【具体的施策】		
(1) 三重県の広報誌やインターネットのホームページを通じて、広く県民に情報を発信し、特別支援教育についての理解促進・普及啓発を進めます。		
(2) 特別支援教育の理解促進・普及啓発を進めるためのリーフレットを作成し、県内すべての保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、関係機関等に配付します。		
(3) 特別支援教育や障がい者の自立支援に関する講演会・研修会等を、各地域において開催します。		
<用語解説>	-----	47
詳細目次	-----	50
参考資料	-----	53
・ 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ		
・ 小・中学校における特別支援教育の推進		
・ 「三重県における今後の特別支援教育のあり方（報告）」概要		
・ 平成18年度盲・聾・養護学校及び障がい児学級児童生徒数等		
・ 盲・聾・養護学校の配置と障害保健福祉圏域		
・ 障害福祉圏域及び各圏域の該当市町		
・ 障がい種別の在籍児童生徒数の推移		

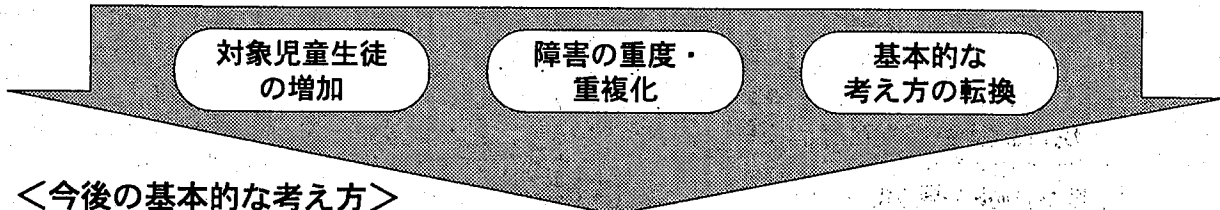
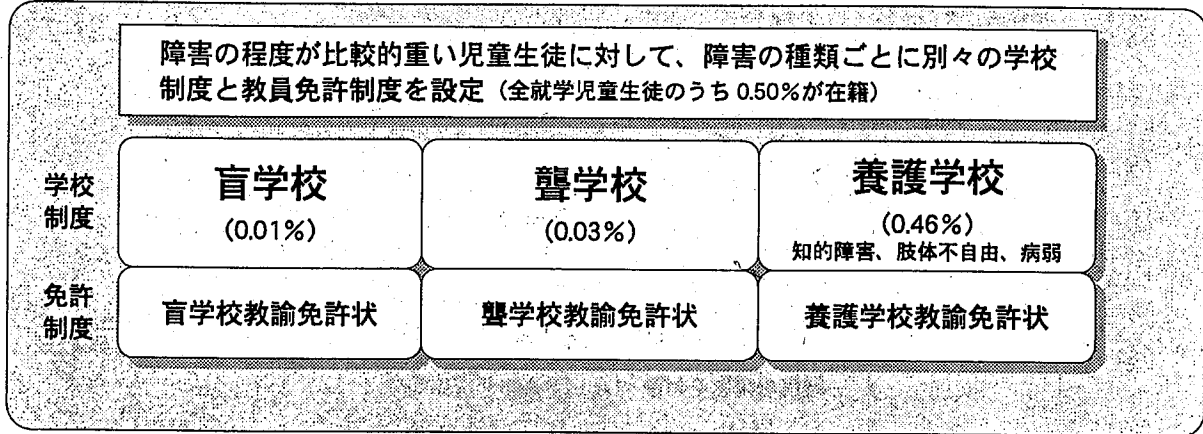
## 参 考 資 料

- ・ 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ 53
- ・ 小・中学校における特別支援教育の推進 54
- ・ 「三重県における今後の特別支援教育のあり方（報告）」概要 55
- ・ 平成18年度盲・聾・養護学校及び障がい児学級児童生徒数等 56
- ・ 盲・聾・養護学校の配置と障害保健福祉圏域 57
- ・ 障害福祉圏域及び各圏域の該当市町 58
- ・ 障がい種別の在籍児童生徒数の推移 59

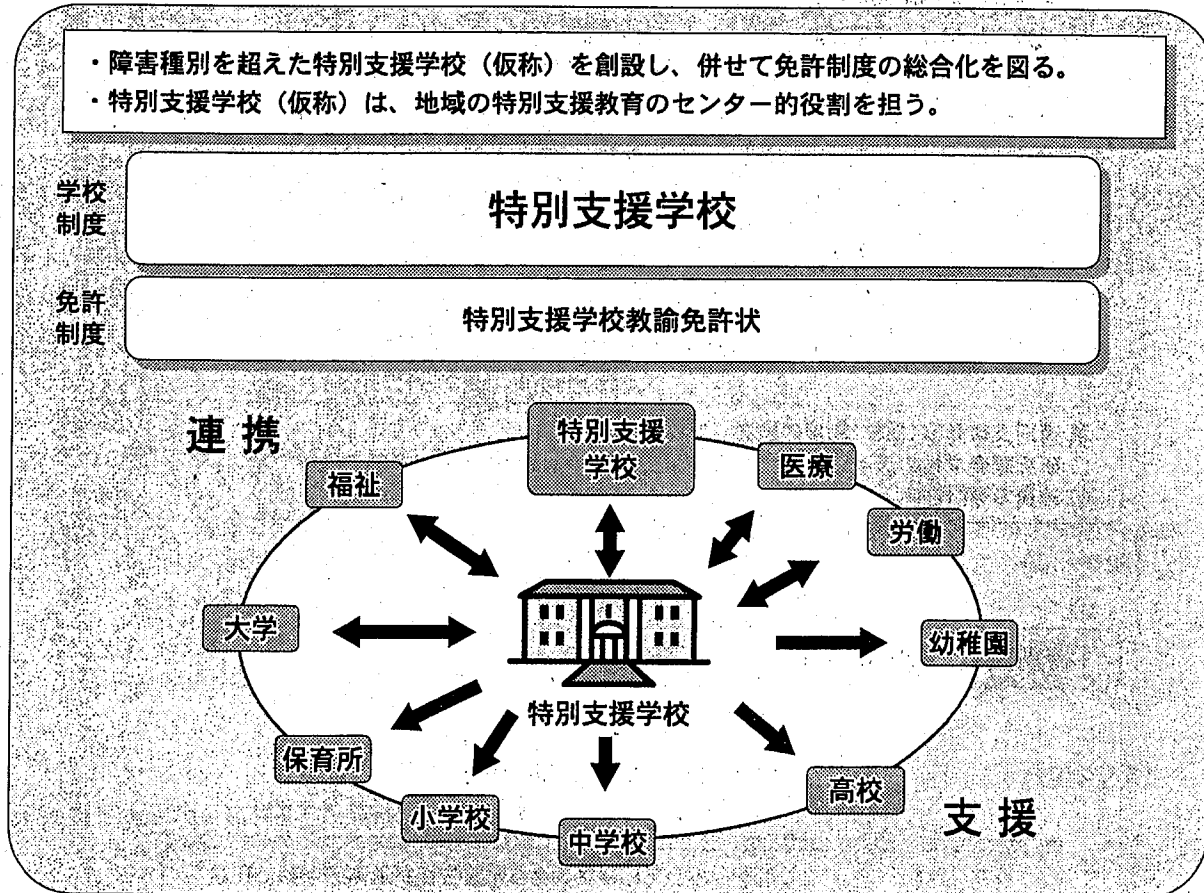
## 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

平成17年12月8日  
中央教育審議会

### <現状>



### <今後の基本的な考え方>



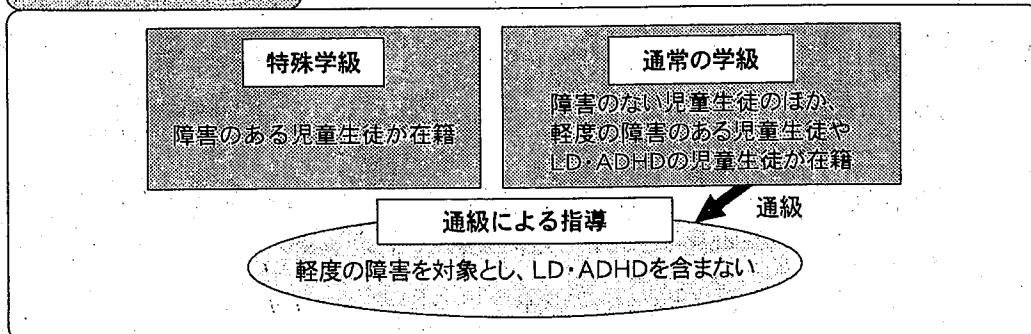


# 小・中学校における特別支援教育の推進

平成17年12月8日  
中央教育審議会

LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍したうえで、その必要に応じ、指導等を受ける形態(「特別支援教室(仮称)」)の構想を段階的に実現

## 現行制度

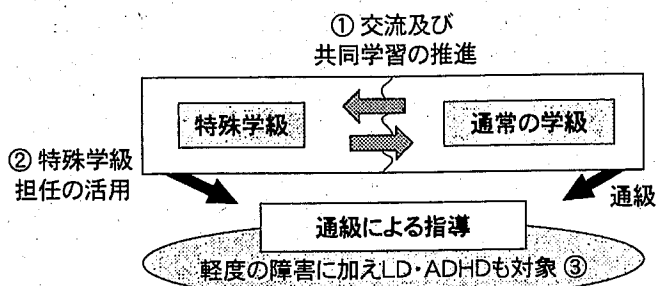


## 現行制度の弾力化及び特別支援教室(仮称)制度の検討

### ■ 現行制度の弾力化

- ① 交流及び共同学習の促進
- ② 特殊学級担任の活用によるLD・ADHD等の児童生徒への支援
- ③ 通級による指導の拡大によるLD・ADHD等の児童生徒への支援 等

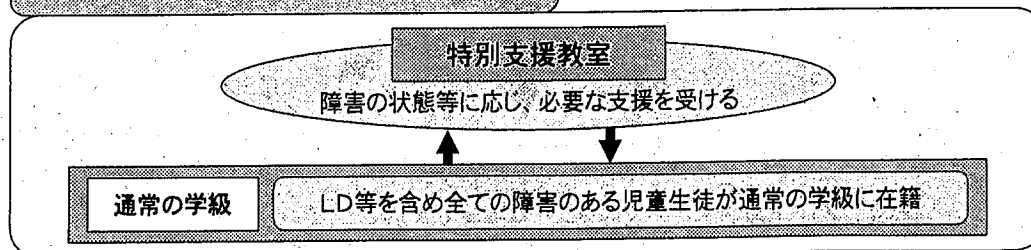
<イメージ>



### ■ 特別支援教室(仮称)制度の検討

- 研究開発学校の活用による先導的取組
- 教員の専門性向上
- 固定式学級の機能の維持
- 教職員配置システムの在り方

## 「特別支援教室(仮称)」の構想の実現へ



## 「三重県における今後の特別支援教育のあり方（報告）」【概要】

### I 基本的な考え方

- ◇ 特別支援教育は、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症等を含めて、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うことである。
- ◇ 特別支援教育を推進するため、各学校に「校内委員会」を設置するとともに、「特別支援教育コーディネーター」を配置し、「個別の教育支援計画」を策定するなど、校内体制整備を図る必要がある。

### II 盲・聾・養護学校における特別支援教育

- ◇ 盲・聾・養護学校は、今後、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校(仮称)」）への移行が図られるとともに、センター的機能を発揮して、小・中学校等における障害のある幼児児童生徒や保護者及び教員を支援することが求められる。
- ◇ 「特別支援学校(仮称)」への移行にあたっては、本県における盲・聾・養護学校の具体的な配置や専門的なあり方等について、今後、検討する必要がある。

### III 小中学校における特別支援教育

- ◇ 通常の学級に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒の状態は様々であり、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導が受けられるよう、「特別支援教室(仮称)」の実現を含め、学校全体で弾力的な体制を整備する必要がある。
- ◇ 障害児学級を担当する教員と通常の学級を担当する教員の連携の下に、障害児学級に在籍する児童生徒が、「交流及び共同学習」等を通じて、通常の学級で学ぶ機会を適切に設けられることが重要である。
- ◇ 小中学校の取組を支援するため、市町等教育委員会と協働して、「専門家チーム」や「巡回相談員」等を学校に派遣する必要がある。

### IV 専門性の向上

- ◇ 特別支援教育への移行に伴い、教員への現職研修の機会を設け、総合的・体系的な研修の機会の確保と充実に努めることが重要である。
- ◇ 今後、特別支援学校の教員免許状の取得について、本県として適切な措置を講じるとともに免許状の保有を促進する必要がある。

### V 関連する諸課題

- ◇ LD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒の教育的支援は、地域の実情に応じ、学習の場の弾力的な設置・運営が可能となるような施策の充実や通級による指導及び障害児学級が有する機能と教育の水準を維持できるような条件整備を図る必要がある。
- ◇ 今後、障害のある幼児児童生徒の就学にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズに応じ早期からの一貫した相談支援、療育支援を行う体制を整備し、本人及び保護者の障害に関する不安の軽減と状態の改善に取り組むことが必要である。
- ◇ LD・ADHD・高機能自閉症等の生徒の進路との関連から、後期中等教育における特別支援教育の推進に係る諸課題について検討が必要である。
- ◇ 地域における障害者の自立と社会参加を支援する観点から、福祉・労働等の関係機関と連携しつつ、地域生活や就労をめざした教育の充実と移行支援の取組が重要である。

# 平成18年度 盲・聾・養護学校及び障がい児学級児童生徒数等

平成18年5月1日現在

## 1 盲・聾・養護学校の状況

(1) 全体(訪問教育を含む)

(2) 訪問教育実施状況(※)

種別	設置	学校名	幼稚部 (人)	小学部 (人)	中学部 (人)	高等部		計 (人)	児童生徒数				訪問先
						本科	専攻科		小学部	中学部	高等部	計	
盲	県	盲学校		2	6	6	17	31					
聾	県	聾学校	14	40	17	18	11	100					
知的障がい	県	西日野養護学校		35	55	121		211	1	2	1	4	北勢地区家庭
		稲葉養護学校		29	19	71		119	2	1	1	4	中勢地区家庭
		養護学校玉城わかば学園		35	42	101		178					
国	私	三重大学附属養護学校		13	15	24		52					
		養護学校聖母の家学園		15	17	38	27	97					
知	県	養護学校伊賀つばさ学園		16	23	70		109	0	0	1	1	伊賀地区家庭
肢体不自由	県	養護学校北勢きらら学園		44	36	33		113					
		杉の子養護学校		11	8	19		38	6	4	3	13	国立病院機構鈴鹿病院内
		城山養護学校		35	11	18		64					
		草の実養護学校		19	14	5		38					
		度会養護学校		22	19	22		63	3	0	4	7	松阪以南、度会郡以北地区家庭
		東紀州くろしお学園		2	6	9		17					
		おわせ分校		1	1	12		14					
病	県	緑ヶ丘養護学校		16	14	15		45	7	3	0	10	三重大学医学部附属病院内
計			14	335	303	582	55	1289	19	10	10	39	

(※) 障がいの状態が重度又は重複しているため、養護学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、養護学校の教員が家庭等を訪問して教育を実施している。

## 2 障がい児学級の状況

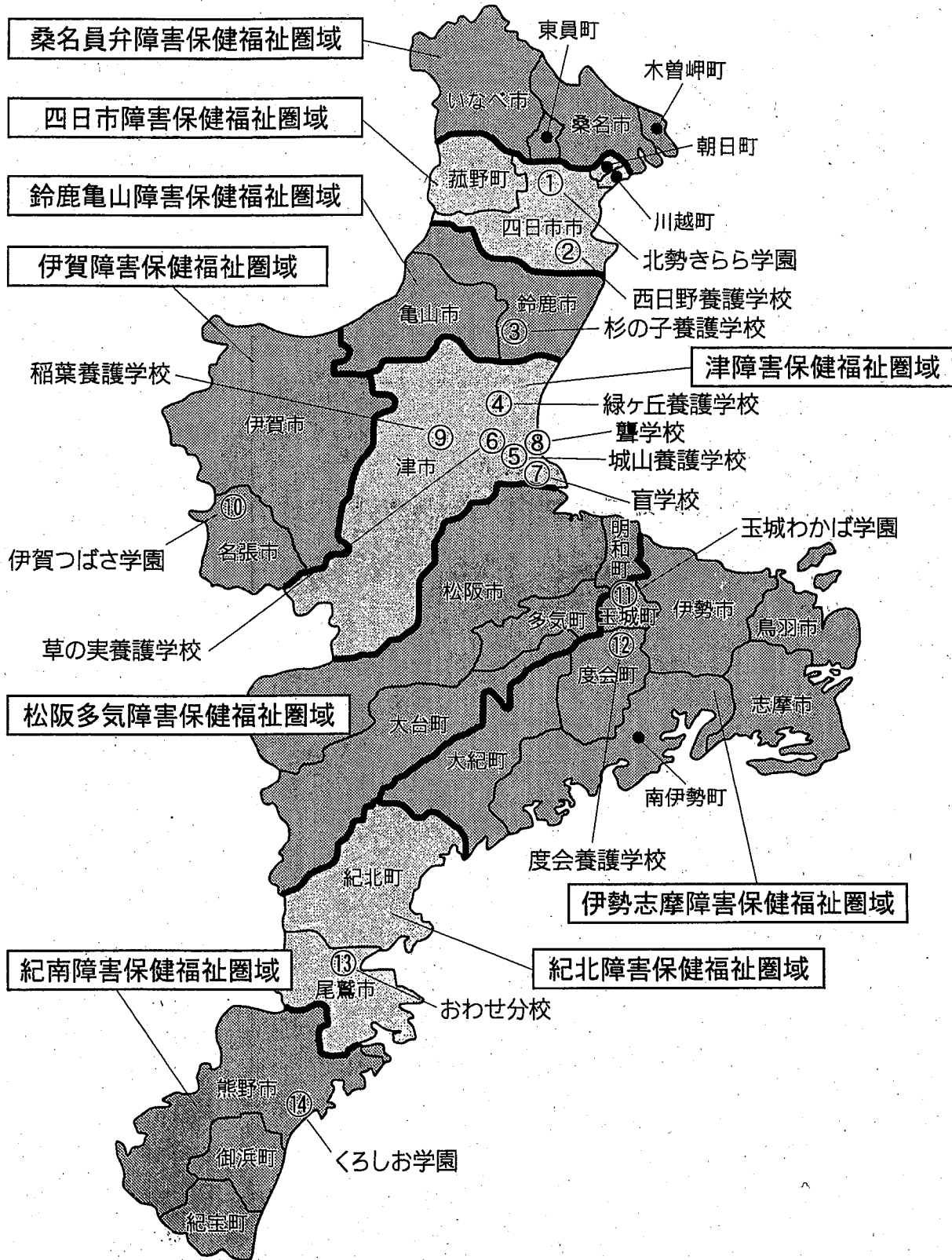
障がい種別	小学校		中学校		計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
弱視	1	1	0	0	1	1
難聴	1	4	2	5	3	9
知的障がい	255	706	103	275	358	981
肢体不自由	70	104	25	34	95	138
病弱	4	5	0	0	4	5
情緒障がい	204	540	67	140	271	680
言語障がい	0	0	0	0	0	0
計	535	1360	197	454	732	1814
設置学校数	337		127		464	

## 3 通級指導教室の状況

障がい種別	小学校		中学校		計	
	教室数	児童数	教室数	生徒数	教室数	児童生徒数
言語障がい	20	288	1	4	21	292
聴覚障がい	5	19	3	5	8	24
弱視	1	1	0	0	1	1
計	26	308	4	9	30	317

# 盲・聾・養護学校の配置と障害福祉圏域

(平成18年度)



# 障害保健福祉地域及び各圏域の該当市町

平成18年4月1日現在

圏 域 名	圏 域 内 市 町
桑名員弁	桑名市 いなべ市 (桑名郡) 木曾岬町 (員弁郡) 東員町
四日市	四日市市 (三重郡) 菰野町 朝日町 川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市 亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市 (多気郡) 多気町 明和町 大台町
伊勢志摩	伊勢市 鳥羽市 志摩市 (度会郡) 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町
伊賀	伊賀市 名張市
紀北	尾鷲市 (北牟婁郡) 紀北町
紀南	熊野市 (南牟婁郡) 御浜町 紀宝町

# 障がい種別の在籍児童生徒数の推移

